

第5章

第Ⅲ期（1790年～1800年）外国の影響力阻止を
目的とした検閲機関の整備と強化

5.1. 出版統制関連法令（1793年～1800年）

この第Ⅲ期の1793年以降に、エカテリーナⅡ世とパーヴェルⅠ世が外国の影響力阻止のために検閲機関の整備と強化をはかったことは、営業規制法令と検閲機関整備に関する法令が次々と発布されていることに反映されている。

| | | |
|--|---|----------|
| 1793年2月8日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№17101 ¹ | フランス国王ルイ XVI 世(1754-93 在位 1774-92)の憤怒と殺害に関連して、フランスとの交流を停止すること、及びフランスの革命原則への誓いを拒否した人間を除いて、フランス人をロシアから追放することについて、フランスからロシアへの新聞、雑誌、その他の作品の輸入禁止に関して この勅令の前文には、「1789年のフランスの混乱に多くの国が関心を寄せている。・・・国王に対する狂暴さと言語道断な態度、無神論からくる国家権力に対する反抗的態度や公序良俗を乱す行為は、フランス国内だけでなく、多くの国に悪影響を与え、拡大している。・・・これ以上、わが国とフランスとの間にあった関係は、ありえないと考える」と書かれている。さらに、前文に続き、12の具体的措置が列挙されているが、ここでは重要と思われる措置のみ紹介する。 1) フランスとの貿易停止、2) ロシア国民のフランスへの渡航禁止、3) フランスで発行されている新聞、雑誌、及びその他の定期刊行物の輸入禁止、4) フランス人の入国禁止。 | 営業 規制 |
|--|---|----------|

この勅令で、エカテリーナⅡ世はフランス革命後に成立したフランス政権を権力篡奪者と呼び、フランスとの交流を拒否する意志を明白に示した。エカテリーナⅡ世はこの勅令により、フランスからの雑誌などの輸入を公式に禁じ、外国の影響を阻止しようとしている。だが、この時点ではまだ税関に検閲機関は設けられていないため、勅令にどれほどの実効性があったかは疑問である。フランスからロシアへの雑誌や書籍の流入が続いていたことが、3年後の1796年に本格的な検閲機関を各税関に配置する措置を取ったことと関連していると考えられる。

| | | |
|---|---|----------|
| 1793年4月8日付け 元老院宛て勅令：ロシア帝国法律大全 №17111 ² | ロシアへの他国製品の輸入阻止について この勅令の前文には、「秩序と国王の合法権力が復活するまで、フランスとの貿易と交流を中止するとの勅令に基づき、ロシア船舶と外国船舶、及び陸路によるフランス製品の輸入を阻止する必要がある。フランス製品のほとんどが悪徳と破産をも | 営業 規制 |
|---|---|----------|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>たらず贅沢奢侈に結びついている。その他の製品はロシア製品で代替可能である」と記されている。</p> <p>その後、「1) 港と国境税関を経由して目録にある製品をロシアに輸入することを禁止し、違反した場合には密輸品として合法的に製品を没収する、2) 目録に載っていないものでもフランスから陸路、海路を通じて製品を輸入した場合は全て密輸とみなす、3) 県知事、国境税関局長、市長などは密輸がなきようにしっかり監視し、責任を取らなければならない」と記述されている。</p> | |
|--|--|--|

この勅令は、2月の勅令よりもより厳しい内容となっており、フランスからの輸入を禁止するのが目的で発令されている。さらに、この勅令はフランス革命を容認し、フランス文化を皮相的に模倣している貴族への警告となっている。しかし、この勅令の実効力には多くの問題があったとされている。

| | | |
|--|---|--|
| <p>1796年9月16日付け 元老院宛て勅令：ロシア帝国法律大全 №. 17508³</p> | <p>外国書籍の印刷と輸入の自由の制限について、サンクト・ペテルブルグ、モスクワ、リガ、オデッサ、ラジヴィロフ⁴税関に検閲機関を設置すること、及び民営印刷所の廃止について</p> <p>この勅令では、「書籍の自由、かつ無制限な印刷のために見られる様々な不都合をなくすために、我々は次の命令が必要だと考える。1) サンクト・ペテルブルグとモスクワに元老院管轄下に、リガとオデッサなどには知事の監督下に1人の聖職者と2人の世俗人から構成される検閲機関を組織すること、2) 有益な必要な書籍を印刷するには十分な数の官営印刷所があるので、民営印刷所を廃止すること、3) 両首都などに設置される検閲機関が神の法、国家規則、公序良俗(закон Божий, правила государственные, благонравие)に反していないか審査し、認可した作品や翻訳作品でなければ印刷することはできないこと、4) 両首都とリガ、オデッサなどに設立される検閲機関は神の法と最高権力に背くような、道徳を墮落させるような図書が他国から入ってこないように監視すること、5) 地方においては、地方官署のみが印刷所を持つことが許されること、6) 宗務院や宗教施設にある印刷所で印刷される書籍については、主教が監視をおこなうこと、7) 郵便局長は、元老院の命令によって郵便局を通じて定期購読される雑誌やその他の定期刊行物を同じ規則で審査すること、8) 知事らは、的確な警告や監視をおこない、命令を絶えず執行し、罪を犯した者には裁判を受けさせ、罰すること」と記述されている。</p> | <p>営業 規制、 検閲 機関 整備</p> |
|--|---|--|

この勅令の発布は、エカテリーナⅡ世が本格的な出版統制に乗り出したことを意味している。とくに、興味深いのは、郵便局長に定期刊行物を審査する権限を認めた点である。これは、エカテリーナⅡ世の時代に私信開封の慣習があったからである。この慣習に基づいて、郵便局長に検閲権限が付与された。また、この時点で初めて、常任の国家官吏としての職業検閲官が出現し、任命されることになった。この勅令は、ロシアでの正式の検閲制度の基礎となっている。

| | | |
|--|--|--------|
| 1796年10月22日付け元老院令：ロシア帝国法律大全№17523 ⁵ | <p>サンクト・ペテルブルグ、モスクワ、リガ、オデッサ、ラジヴィロフ税関における聖職者、民間人、学者の3人からなる検閲機関の構成について、検閲機関の定員について、検閲機関が元老院第3部の管理下に入ることについて</p> <p>この元老院令はエカテリーナⅡ世の死（1796年11月6日）の直前に出されたもので、「1）宗教検閲官については宗務院が、世俗検閲官については元老院が、学者検閲官については科学アカデミーとモスクワ大学が選抜すること、2）検閲官を任命するにあたり、各検閲機関が必要な職員、経費などについて元老院に報告すること、3）役所、国立教育機関、及び宗教施設にある印刷所は残すが、特別のエカテリーナⅡ世の勅令により許可された民営印刷所を除いて、残り全ての民営印刷所は廃止すること、4）両首都に設立される検閲機関は元老院の管轄下に入り、さらに1763年12月15日の勅令にしたがって科学アカデミー、モスクワ大学、芸術アカデミー、及び医学アカデミーは元老院第3部の所属となること、5）郵便局長、4等宮内官ベスポロトコ公爵は命令が実行されているか確認すること」と記述されている。</p> | 検閲機関整備 |
|--|--|--------|

1789年のフランス革命以後、外国の影響を恐れたエカテリーナⅡ世が専制君主として、公式の検閲機関の設立に向けて一層努力したことが、死の直前矢継ぎ早に検閲機関整備に関する法令を発令したことに見て取れる。

| | | |
|--|--|--------|
| 1797年2月16日付け皇帝による元老院報告の承認：ロシア帝国法律大全№17811 ⁶ | <p>検閲官と検閲官の俸給の特定、官署のみに印刷所の所有を許可することについて、元老院第3部が検閲問題を取り扱うことについて</p> | 検閲機関整備 |
|--|--|--------|

1796年9月16日にエカテリーナⅡ世が発布した勅令を追認する形で元老院が命令書を出し、モスクワ、ペテルブルグ、及びリガに検閲機関が設立されることになった。世俗検閲官を元老院が、学者検閲官を科学アカデミーとモスクワ大学が、宗教検閲官を宗務院がそれぞれ推薦することになった。この報告書では次の点が明らかになっている。

科学アカデミー院長バクーニンの推薦でサンクト・ペテルブルグの学者検閲官として7等文官コチェリニコフが、リガの学者検閲官として7等文官イノホドツェフが任命されること。モスクワ大学理事シュヴァーロフの推薦で、モスクワの学者検閲官として、A.プロコヴィチ=アントン

スキー教授が任命されること。サンクト・ペテルブルグの世俗検閲官としてコストロマ州副知事で、6等文官のM.トゥマンスキー、モスクワの世俗検閲官として8等文官D.ストラチノヴィチ、リガの世俗検閲官として7等文官F.トゥマンスキーがそれぞれ推薦されていること。サンクト・ペテルブルグとリガの学者検閲官の俸給は1800ルーブル、モスクワの学者検閲官は1000ルーブルとし、世俗検閲官の俸給も同等にすることが決められ、認可されていること。その他に、検閲を実施するに当たって特別な住宅が必要となる場合には、検事総長A.B.クラークン(1752-1818)の命令に従うことの以上である。

興味深いのは、科学アカデミーが推薦した学者検閲官の2人の学者である。コチェリニコフは数学者で、イノホドツェフは天文学者であり、両者とも自然科学分野の学者である。この2人については、恐らく強制的に検閲官に任命されたと思われる。同じく、検閲官への任官拒否の旨の請願書を提出したアカデミー会員Ya.D.ザハーロフ(1765-1836)が、元老院宛の請願書の中で、「彼ら(コチェリニコフとイノホドツェフ)は、あのような俸給にもかかわらず、奉職を望まなかった」と記していることが明らかになっているからである⁷。

| | | |
|--|---|----------------|
| 1797年3月29日付け 皇帝による元老院報告の承認：ロシア帝国法律大全№17895 ⁸ | 宗教検閲官の承認について、宗務院により任命された人物の俸給について 皇帝により承認された報告書には、「ペテルブルグ、モスクワ、及びリガの検閲機関で勤務する宗教検閲官として、宗務院がネフスキー・セミナリアのアントニー学長、ヴラジーミル修道司祭、チホミーロフ司祭をそれぞれ推薦してきたので、その俸給を500ルーブルにする」と記述されている。 | 検閲 機関 整備 |
| 1797年6月30日付け 皇帝による元老院報告の承認：ロシア帝国法律大全№18023 ⁹ | 検閲機関の定員に関する提案、書籍の検閲体制について 「1797年6月30日に皇帝はこの元老院報告書を承認しており、具体的な提案書は№19010を参照すること」と記述されている。 | 検閲 機関 整備 |
| 1797年7月4日付け 勅令：ロシア帝国法律大全№18032 ¹⁰ | 検閲機関により疑惑をもたれ、認可されない書籍を帝室会議の審査に付すことについて | 内容 規制 |

この勅令により、検閲に関する最終認可は帝室会議によって出されることになった。また、検閲機関と帝室会議を仲介するのは元老院検事総長となり、県知事は検閲問題には一切関与できなくなっている。

| | | |
|--|--|----------|
| 1797年8月13日付け 元老院令：ロシア帝国法律大全№18094 ¹¹ | 印刷された全書籍を一部科学アカデミーの図書館に提出することについて(義務納本制度) 「1783年2月23日に発布された勅令により、全ての官営印刷所と民営印刷所は、サンクト・ペテルブルグの科学アカデミー図書館に出版物を一部届けるという納本制度が成文化されている。しかし、ロシアの書籍商の書籍カタログと比較すると、 | 営業 規制 |
|--|--|----------|

| | | |
|--|--|--|
| | 科学アカデミーの図書館にはないものが多く存在する。したがって、元老院は印刷所を所有する県知事に対して、再度この勅令を遵守することを求める」と記述されている。 | |
|--|--|--|

すでにこの時期には公式の検閲機関は存在しており、作品検閲のためにこの納本義務制度を再度徹底させたと考えられる。

| | | |
|--|--|----------------|
| 1797年10月5日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№18186 ¹² | ロシアに輸入されるイディッシュ語書籍審査のために、リガの検閲機関に2人のユダヤ人を雇用することについて この勅令でイディッシュ語の検閲官として、2人のユダヤ人が俸給300ルーブルで任命されている。 | 検閲 機関 整備 |
| 1797年12月11日付け 皇帝による元老院 報告の承認：ロシア帝 国法律大全№18265 13 | イディッシュ語の輸入書籍審査のために、リガの検閲機関で勤務する2人のユダヤ人の俸給について | 検閲 機関 整備 |
| 1797年12月21日付け 勅令：ロシア帝国法 律大全№18287 ¹⁴ | 回教徒の住む県に販売用にアラブ語で印刷されたコーランを送付する件について 「官営アジア印刷所(Казенная Азиатская типография)にて印刷されたアラブ語のコーラン3,600部を回教徒の住む県に販売のために送付することを命じる。価格は6ルーブル50カペイカとする」と記述されている。 | 営業 規制 |
| 1798年2月11日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№18367 ¹⁵ | ラジヴィロフ税関にヴォルイニ県、ポドリスク県、ミンスク県担当の検閲機関を設立することについて 勅令には、「わが帝国に輸入される外国の様々な作品や書籍を審査するためにヴォルイニ県、ポドリスク県、ミンスク県を担当する検閲機関をラジヴィロフ税関に設立し、しかるべき定員を定め、認可を受けるために元老院は報告書を提出すること」と書かれている。 | 検閲 機関 整備 |
| 1798年3月25日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№18455 ¹⁶ | アストラハンにあるアルメニア語印刷所をアルメニア大主教の監督下に移管することについて、大主教を検閲官として任命すること、また顧問の任命について 勅令には、「アストラハンにあるアルメニア語書籍を印刷するアルメニア語印刷所をアルメニアのヨシフ大主教の監督下におき、彼を検閲官として任命し、またアルメニア語印刷所で印刷されるアルメニア語からロシア語への翻訳作品の審査については、審査顧問を任命する」と記述されている。 | 検閲 機関 整備 |
| 1798年4月21日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№18496 ¹⁷ | デルプトにある印刷所の存続とデルプトの印刷所ではリガの検閲機関により未認可とされた書籍の印刷を禁止することについて | 営業 規制 |

| | | |
|--|---|-------------------------|
| | <p>この勅令には、「デルプト¹⁸の市庁と貴族により、デルプトにある印刷所を存続させてほしいとの請願書が出されたことに伴い、印刷所の存続は認める。ただし、リガの検閲機関の認可なくしてはいかなる作品も印刷してはならない」と記述されている。</p> | |
| <p>1798年5月17日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№18524¹⁹</p> | <p>全ての港に検閲機関を設置すること、未認可では輸入書籍を通過させないこと、受領した新聞や定期刊行物を検閲官へ提出しなかった場合の罰則について、有害書籍を通過させた場合の罰則について</p> <p>この勅令の前書きには、「現フランス政府は自らの無神論の規則を全ての国家に広めることを望み、有害な考えが詰まった作品によって、平穏な住民を墮落させようとしている。・・・多くの新聞記者が職務の直接の目的を忘れ、フランス人に教唆されたのか、もしくは自らの愚かな性質のために、フランス人を真似ようとしている。残念ながら、ある政権は平静な心でそういった状況を見ているが、我々は元老院に下記の命令を出す必要があると考える」と記述されている。</p> <p>その後、「1) 検閲官の認可がない作品や新聞が船舶によって持ち込まれないようにするために全ての港に1人、もしくは2人の検閲官からなる検閲機関を設置すること、2) 両首都と国境地区にある郵便局に関しては、同様の命令書が郵便局長であるベスポロトコ公爵に出される、3) 帝国全域でクーリエを使って新聞や定期刊行物を受領している者が事前に検閲官に提出することなく、その印刷物を他者に渡した場合には法律違反者として、元老院により裁判にかけられること、4) 郵便局幹部と港に設置された検閲機関の検閲官が無審査でフランスに関係ある作品、及び神の法と最高権力と公序良俗を侮辱するような作品を許可した場合には、彼らも同様の罰を受ける」と記述されている。</p> | <p>検閲 機関 整備</p> |

この厳しい内容の勅令を受けて、元老院は商業参議会に国境税関と港の税関リストを要求している。元老院は、1798年5月31日付けで税関所在地の県知事に対して、検閲官として任命するために外国語を修得している官吏を探すように命令している。検閲官の任命問題がかなり困難であったことが、ペテルブルグ知事 I.I. グレヴェンスから検事総長クラークン宛ての書簡から窺える。「最初に船舶が寄航するクロンシタットで、外国語を修得している人物を見つけることは、極めて難しい。よって、該当人物が勤務している商業参議会に人選を託してはいけなだろうか」と書き記し、実際に商業参議会に対して、ふさわしい人物を推薦してくれないかと問い合わせている²⁰。

外国語を修得している検閲官を探すことが難しいとする内容の報告が、別の県知事からも相当数元老院に提出されている。しかも、進歩的な学者が検閲機関に協力的でないという問題も生じている。

例えば、ラジヴィロフ税関の検閲官に任命された科学アカデミー会員ザハーロフは、科学アカデミー院長 P.P.バクーニン(1766-1805)に対して、自分のようなアカデミー会員を自分の意志に反して職務につかせることは法律に記されていないとして、高い俸給にもかかわらず、元老院に対して任官拒絶の請願書を提出している。元老院の指令により、請願書を検討した科学アカデミー学術会議は、科学アカデミーの目的はなんら検閲機関とは関係がないとの決裁を採択し、検閲機関に対する協力を拒否する態度を明確にしている。そして、この決裁には、当時の最高の学者とされた数学者ルモフスキーや科学アカデミー常任書記レピョーヒンなども署名したとされる²¹。

このように、検閲官を探すことが困難だったこと、学者の中に検閲官希望者が少なかったことが、検閲官の比較的高い俸給を定める理由のひとつだったと考えられる。

| | | |
|--|--|----------------|
| 1798年11月4日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№18788 ²² | ラジヴィロフ税関の検閲機関管轄下のヴォルニニ県、ポドリスク県、ミンスク県担当検閲官の俸給について | 検閲 機関 整備 |
| 1799年3月14日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№18888 ²³ | ドンスコイ修道院の下にモスクワの宗教検閲機関を設立することについて 「モスクワ宗教検閲局は議長と言語学者など3人から構成され、その任務は教会や教会以外で発行された宗教書と宗教書の翻訳作品を審査することである」と記述されている。 | 検閲 機関 整備 |

この勅令が発布される前までは宗教検閲は、教会の最高権力の代表、宗教学術機関などの代表によっておこなわれていた。また、世俗検閲と宗教検閲とが統合された委員会なども審査をおこなってきたが、これによって宗教検閲は宗教検閲機関に一元化されることになった。

| | | |
|--|--|----------------|
| 1799年4月4日付け 皇帝による元老院報 告の承認：ロシア帝国 法律大全№18922 ²⁴ | ラジヴィロフの検閲機関の定員について | 検閲 機関 整備 |
| 1799年4月16日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№18939 ²⁵ | クロンシタット港、レーヴェリ港、ヴィボルグ港、フレデリクスハウン港、アルハンゲリスク港に検閲機関を設立することについて、他の港への書籍、新聞、及びその他作品の持込禁止について、県知事に検閲官を任命する権限を与えることについて この元老院令には、「全ての港での検閲官の状況について記した元老院報告に従って、クロンシタット港、レーヴェリ港、ヴィボルグ港、フレデリクスハウン港には1,000ルーブルの年棒で、アルハンゲリスク港には600ルーブルの年棒で検閲官を雇い入れること、書籍、新聞、及びあらゆる種類の作品の輸入を禁止すること、さらに検閲官は外国語を修得している人物で、検閲官としての能力を有している人物でなければならない」と記されている。 | 検閲 機関 整備 |

このように、検閲官の良い待遇と能力についての規定が明確に記されていることは、検閲官の成り手を捜すことが難しかったことを示している。

| | | |
|--|---|----------------------|
| 1799年6月22日付け 元老院令：ロシア帝国 法律大全№19010 ²⁶ | ヴィリノ ²⁷ に検閲機関を設立することについて 「ポーランド経由の無認可書籍の流入を阻止する目的で、リトアニア県に検閲機関を設立する意向が示されたのに伴い、リトアニア県知事はヴィリノに検閲機関を設置することを提案している。この元老院令には、宗教検閲官、世俗検閲官、学者検閲官、イディシュ語検閲官の俸給を600ルーブルから800ルーブルとすること、さらに事務職員などの人件費や諸経費を含めて検閲機関の総費用を合計4,600ルーブルとする」など詳細に記述されている。この元老院令№19010には付属文書としてサンクト・ペテルブルグ、モスクワ、リガ、ラジヴィロフの検閲機関を含めた正規職員に関する表が添付されている。(表12参照) | 検閲 機関 整備 |
| 1800年4月6日付け ローマカトリック教 会府主教宛て勅令：ロ シア帝国法律大全№ 19373 ²⁸ | ポロツク印刷所で印刷された宗教書の検閲を府主教に任せること、設立された検閲機関が世俗書籍の印刷を未認可とした場合、ポロツク印刷所で世俗書籍を印刷することを禁止することについて | 内容 規制 営業 規制 |
| 1800年4月17日付け 元老院宛て勅令：ロシ ア帝国法律大全 №19386 ²⁹ | サンクト・ペテルブルグの検閲機関の認可がない場合、あらゆる書籍は印刷禁止となることを全ての検閲機関が確認することについて 勅令には、「皇帝は、全ての検閲機関に対して1796年9月16日付けの勅令に従って、サンクト・ペテルブルグの検閲機関の認可がない限りは一冊たりとも書籍の印刷を認めない。全ての検閲機関はサンクト・ペテルブルグの検閲機関に従属する」と記述されている。 | 検閲 機関 整備 |
| 1800年4月18日付け 元老院宛て勅令：ロシ ア帝国法律大全 №19387 ³⁰ | 国外からのあらゆる種類の書籍と楽譜の持込の禁止について 勅令には、「国外から持ち込まれる多様な書籍は信仰を迷わせ、民法と公序良俗を犯す脅威があるので、今後国外からどんな言語であろうとも書籍を持ち込むことを禁止する」と記述されている。 | 営業 規制 |

また、この勅令に関連して「パーヴェルI世がもう十分な数の印刷所が存在しているので、印刷所をこれ以上増やさないと述べた」とされる。この勅令によって、公式にロシアへの国外からの書籍の輸入は、完全に禁止されることになった。

| | | |
|--|---------------------------------|----------|
| 1800年4月18日付け 勅令：ロシア帝国法律 大全№19388 ³¹ | 印刷所所有の権利を有していない民間人への活字の販売禁止について | 営業 規制 |
|--|---------------------------------|----------|

| | | |
|--|--|----------|
| 1800年5月4日付け 皇帝による元老院報告の承認：ロシア帝国法律大全No.19412 ³² | 宗教書は地元主教の監視のもとで、世俗書はサンクト・ペテルブルグ検閲機関の監視の下で、ポチャーエフ宗教印刷所での印刷認可を出すことについて | 内容 規制 |
| 1800年6月16日付け 勅令No.19454 ³³ | アカデミー印刷所における教科書の印刷について 元老院検事総長により、2等文官スヴィストゥノフ宛てに出された勅令には、「6月10日に提出された報告書に基づき、学校の教科書はアカデミー印刷所のみで印刷され、その収入はアカデミーに入ると皇帝は命令された」と記述されており、アカデミー印刷所の教科書印刷の独占権が確認されている。 | 営業 規制 |
| 1800年7月27日付け 元老院宛て勅令：ロシア帝国法律大全No.19496 ³⁴ | リガの印刷所の所有者、ミュラーにリガ・ドイツ語新聞の印刷を認めること、及び県の全ての公文書を新聞に掲載することについて この勅令では、「リガの印刷所の所有者ミュラーに対してリガのドイツ語新聞『Rigaische Anzeigen (リガ新聞)』を印刷することを認め、さらにミュラーの印刷所に官営印刷所の名称を与えることを承認する。ただし、県の全ての公文書を無料で印刷することを県知事に対して約束し、リガの検閲機関の認可なしでは何も印刷出版してはならない」と書かれている。 | 営業 規制 |
| 1800年12月10日付け 元老院令：ロシア帝国法律大全No.19681 35 | 科学アカデミー以外で印刷される暦の印刷と販売禁止について | 営業 規制 |

上記の元老院令No.19010の付属文書として、1799年6月22日付けで作成されているサンクト・ペテルブルグ、モスクワ、リガ、ラジヴィロフの検閲機関の正規職員に関する表が添付されている。

表 12 検閲機関正規職員表

| 官位名 | 1797年6月30日付け No.18023 | | | 1799年付け No.18922 | 1799年付け No.19010 | 一人当たりの 年棒とその他の 諸経費 単位：ルーブル |
|---|--------------------------|------|-----|---------------------|---------------------|-------------------------------------|
| | サンクト・ ペテルブルグ | モスクワ | リガ | 4月4日 ラジヴィロフ | 6月22日 ヴィリノ | |
| | I | II | III | IV | V | VI |
| 検閲官 | | | | | | |
| 宗教 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 世俗 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 学者 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| ヴィリノの検閲官の俸給は各人 800 ルーブル。その他の検閲機関の検閲官の年棒は、特別勅令によって定められる。 | | | | | | |
| イディシュ語の検閲官 | | | | | 1 | 600 |
| 外国語習得秘書官 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 600 460 450 |
| 司書 | 3 | | 1 | | 1 | 500 400 |
| 外国語習得朗読官 | 1 | | 3 | | 3 | 300 250 |
| 書記官 | | 2 | | | | 125 |
| 警護官 | | 2 | | | | 45 |
| 学術・百科全書の雑誌、批評雑誌の毎年の発注経費： | | | | | | |
| サンクト・ペテルブルグの検閲機関 | | | | | | 200 |
| リガの検閲機関 | | | | | | 200 |
| ラジヴィロフの検閲機関 | | | | | | 200 |
| 事務職員などの経費： | | | | | | |
| サンクト・ペテルブルグの検閲機関 | | | | | | 1,300 |
| リガの検閲機関 | | | | | | 1,300 |
| ラジヴィロフの検閲機関 | | | | | | 1,000 |
| モスクワの検閲機関の事務経費 | | | | | | 500 |
| ヴィリノの検閲機関の事務職員と事務経費 | | | | | | 1,000 |
| 各地の検閲機関の人件費を含めた全体経費 | | | | | | |
| サンクト・ペテルブルグ検閲機関 | | | | | | 3,500 |
| モスクワ検閲機関 | | | | | | 1,300 |
| リガ検閲機関 | | | | | | 3,500 |
| ラジヴィロフ検閲機関 | | | | | | 2,800 |
| ヴィリノ検閲機関 | | | | | | 4,600 |

注：モスクワとヴィリノの検閲機関の秘書官は、書籍の保管も担当業務とする。またラジヴィロフ担当の検閲機関の司書は、外国語を習得していなければならない。

比較例として、科学アカデミー院長ダーシコヴァの年棒が3,000ルーブルであることが資料にて明らかになっている³⁶。検閲官の年棒が800ルーブルから1,000ルーブルとなっていることから、検閲官の給与がかなり高いことがわかる。それは皇帝が検閲官の職業の重要性を認識していた証拠でもあり、検閲官になることを望まない学者に対する対策であったとも考えられる。このように、パーヴェルI世の時代の1799年に検閲機関は国家機関として正式に設立され、国家官吏として検閲官が任命されたことが、上記の詳細な予算表からも確認できる。

第三期の第二の特徴は発令された法令が、第I期、第II期と比較して数が多いこと、さらにその多くが検閲機関の整備に関わるものになっていることである。しかも、出版統制法令は、主としてフランスなど外国からの影響力を阻止するために発令されている。そのため、検閲機関の整備の進展は、外国書籍の輸入に対する管理強化の過程と呼応している。

ただし、エカテリーナII世の治世時の1793年から1796年までの数年間は、5.1.での記述から明らかのように、出版統制関連法令は公布されていない。だが、この期間にエカテリーナII世と元老院が有効な出版統制政策を作成するための努力を払い続けていたことが、資料から明らかになったので、詳しく検討する。

5.2. 外国の影響力阻止

5.2.1. 新聞・雑誌に対する監督強化、私信開封

外国の影響力阻止の姿勢は、政府系新聞『サンクト・ペテルブルグ報知』に対する監督強化に反映されている。その第一歩は、すでにフランス革命前年の1788年に見られる。1788年7月3日に、科学アカデミー院長ダーシコヴァから『サンクト・ペテルブルグ報知』の編集者に対して、「外国の新聞などからロシア語に翻訳する論文を選ぶ際には、ロシアだけでなく、私達と同盟関係にある国家の政治問題に関する不審な記事、及び同盟関係国を批判するような記事は大いに注意を払い回避すること、ロシアについての憶測文書や不審文書は掲載しないこと、宮廷もしくは役所が交付する文書のみを掲載すること」³⁷とする具体的な指示が出されている。

これは、エカテリーナII世の周囲もフランスの国内情勢がロシアの公衆、とくに貴族文化人に影響を与えることを危惧していたことを示している。1956年にフランス革命のロシア社会への影響について著したシトランゲは、「ラジーシチェフの庇護者であったヴォロンツォフ伯爵は、1789年秋からフランスの出版物を購読し、1790年代末にはフランス革命時の雑誌や書籍など数多く所有していた」と記し、さらに「トゥーラ州に住んでいた貴族のポロトフはフランスの出来事について書かれた新聞が海外から届けられるのを待ち望み、手に入れた情報を手書き雑誌で、近隣の貴族に伝えていた」³⁸と記述している。このように、フランス語の素養を持つ貴族文化人は、直接フランスで印刷された雑誌を購読し、情報を入手していた。

科学アカデミーが編集、発行していた新聞『サンクト・ペテルブルグ報知』とモスクワ大学が発行していた『モスクワ報知』は、勅令や政府法令などの公文書、及び国内外情勢に関する情報を主として掲載し、週2回発行され、公式新聞の様相を呈していた。この2つの新聞は、フランス革命と国民議会の議論の様子について詳しく紹介している。『サンクト・ペテルブルグ報知』は、1789年9月14日付けのNo.74号で「人権宣言」を掲載し、積極的にフランス革命の状況をロシアの読者に伝えていた³⁹。この2つの新聞がロシア社会に受け入れられていたことは、「『サンクト・ペテルブルグ報知』の部数が1787年の970部から1790年の初めにかけて2,000部に、『モスクワ報知』

の部数が4,000部にまで増大した。これは当時記録的な数字であった」⁴⁰とのシトランゲの記述から読み取ることが出来る。これは、どれほどロシアの読者がフランス革命などの外国の状況に関心を示していたかを示す証左である。

また、同時代の作家カラムジンが「ロシアほど急激に外国の事件に関心を寄せる人数が増えた国は、ないでしょう。本当に多くの貴族は、たとえ新聞がきれいな状態であっても新聞を手にとろうとしません。しかし、商人や小市民は新聞を好んで読んでいます。最も貧しい人達も講読しています。そして、読み書きのできない人達までもが他国について書かれていることを知りたがっています」⁴¹と指摘しているように、非貴族階級の読者層が確実に増え、彼らがフランス革命などの出来事に高い関心を示していたことが窺われる。さらに、カラムジンは、フランス革命の記事がモスクワとペテルブルグだけでなく、地方にも影響をもたらしていることを「フランス革命の魅力は、ウクライナまでだけでなく、シベリアの奥深くまで、若者の頭脳に影響を及ぼしていた」⁴²と書き記している。フランス革命の影響はロシア全土に拡大していた。

外国の影響力の大きさに危惧をいだいた科学アカデミー院長ダーシコヴァは、1791年に科学アカデミー翻訳局に対し、「ロシアの宮廷とロシアの同盟国に関する記事、ヨーロッパの宮廷や君主などを侮辱する記事、及びフランス国内の混乱に関する記事は有害である。よって、『サンクト・ペテルブルグ報知』向けに翻訳すべきではない」との指示を1788年に続いて再度出している⁴³。

「世論」をつくりだす文化人だけでなく、非貴族階級までが読者層へと成長しているロシア社会の進展状況に、さらに読者がフランス革命を含めた外国の影響を印刷媒体によって直接受けることをエカテリーナⅡ世は憂慮せざるをえなくなった。

私信開封

この時期に特徴的なことは、私信開封という出版統制手段の一つを使って、エカテリーナⅡ世が情報収集を積極的におこなっていることである。私信開封により、フランス革命を初めとした外国の出来事に関する側近らの意見を収集しようとした事実は、フランス革命の影響がとくに宮廷に及ぶことをエカテリーナⅡ世が恐れていたことを示している。

ラテン語の「*perlustro*」（観察する）から発生したロシア語の「*перлюстрация*」にあたる私信開封制度は、ヨーロッパではフランスのルイⅪ世(1423-83 在位 1461-83)の治世に存在していたとされる。次第にこの制度はヨーロッパ各国に広がり、ロシアでは17世紀末のピョートルⅠ世の時代から始まり、宮廷革命が続いた時代には皇帝が側近達の意見を知るために積極的に利用されている。とくにエカテリーナⅡ世は、外交上だけでなく、反対勢力の貴族や息子のパーヴェルⅠ世などの動向を知るために私信開封制度を活用したとされる。

サンクト・ペテルブルグの郵便局に秘密裏に開封された書簡を自分の元に届けるように指示した1779年のエカテリーナⅡ世の命令が、私信開封制度の最初だとみなされている。フランス革命後、モスクワ警視總監プロゾロフスキー公爵に対してモスクワ郵便局に私信開封部を設置し、主として海外から来る書簡、もしくは海外に出す書簡に対して私信開封を実施するように、エカテリーナⅡ世は指示を出している。とくに、1790年～1792年までの間、ノヴィコフだけでなく、フリーメーソン員であり、宮廷に近い上流貴族のクトゥーゾフ、ロプヒン、トゥルベツコイなどの書簡は2部書き写され、一部がモスクワ警視總監プロゾロフスキー公爵に、もう一部がペテルブルグにいるエカテリーナⅡ世の秘書官ベスポロトコ公爵に、最も重要な書簡についてはエカテリーナⅡ世に直接

届けられていたことがわかっている。

例えば、1791年4月にクトゥーゾフ公爵は、ベルリンから書き送ったトゥルベツコイ公爵宛て書簡で、「私は率直に話をすることができません。書簡が読みたい気持ちにかられている卑劣な奴の興味にさらされるからです」と記述しているし、同日のロプヒン伯爵宛ての書簡には、「私達が話している内容を読もうとする卑劣な奴がいるから、正直に書くことはできません」と書簡が読まれている事実を説明している⁴⁴。

これに対して、モスクワ郵便局長 I.B.ペステル(1765-1843)は、モスクワ警視總監プロゾロフスキー公爵宛てにクトゥーゾフ公爵が書簡の封がはがれていることに不満をもらしていることを報告し、クトゥーゾフ公爵が彼宛ての書簡が開封されている事実を理解していると伝えている。また、郵便局長ペステルがプロゾロフスキー公爵に「私の管理下では書簡が簡単に通過することは決してありません」との報告をおこなっているように、厳格に私信開封制度によって、書簡の管理がおこなわれていたことが明らかになっている⁴⁵。

5.2.2. 検閲機関としてのポリスの能力不足

この第Ⅲ期の第一の特徴は、出版統制法令の枠内で初期にラジーシチェフとノヴィコフなどの処罰に関する法令が具体的に発布されていることである。これは、エカテリーナⅡ世がノヴィコフとラジーシチェフへの弾圧を具体的に行ったことを示している。

1790年のラジーシチェフの作品『ペテルブルグからモスクワへの旅』の出版事件は、ポリスが出版統制執行機関として機能していないことを暴露することになった。1791年のエカテリーナⅡ世宛ての報告書にその原因が記されている。この報告書はロシア国立古文書館(РГАДА)の第7フォンド所蔵資料で、文書名は「禁制の書籍・絵画・図版について」となっている。

*「1791年のエカテリーナⅡ世宛ての(モスクワでの外国書籍の検閲状況に関する)報告書からの抜粋」*⁴⁶

「モスクワでは新しい書籍や翻訳本が、かなり出回っています。しかも、これほどかつて多くの知事のコメントがついた外国書物が、書籍商によって持ち込まれたことはありません。毎日ポリスでは事件があり、校閲する必要があるのに、その持ち込まれる書籍が多いために校閲する時間がありません。警視監は外国語を知らないし、警視長はフランス語を理解しますが、2人とも審査するのはロシア語書籍だけです。彼らは民営印刷所や書籍商のように、審査ができるほど文学に通曉していないからです。よって、この2人を支援するために、ザイコノスパス・セミナリーの聖職管理局と県知事が1人の検閲人を任命することを、陛下に提案いたします。外国書籍の検閲をおこなう2人目の検閲人に関しては、現在は必要に応じてポリスでは通訳・翻訳官を使うようにしています。しかし、かなり多くの外国人請願者がやってきて、外国語で請願書も提出されています。大学は法律により、大学印刷所で発行される書籍の検閲をおこなうことができます。全てを統合し、統一の検閲を実施したほうが良いのではと考えます。そうすれば、元老院は全ての書籍について知ることができ、より適切な校閲をおこなうことができると考えます。検閲人の報酬に関しては、ロシア語の検閲人の報酬は300ルーブル、外国書籍の審査官の報酬は400ルーブルとし、この外国語の検閲人は、翻訳の質についても確認します。10等官 セミヨン・ヨシエーヴィチ」

この報告書によると、ポリスが検閲機関としての責任を果たせない理由が、審査すべき書籍がかなりたくさんポリスに持ち込まれていること、検閲をおこなう検閲人自身が外国語と文学の知識を

持っていないことにあることを窺い知ることができる。

この反省からか 18 世紀の検閲人と異なり、19 世紀の国家官吏としての検閲官には S.T.アクサーコフ (1791-1851)、F.I.チュツチェフ(1803-73)、I.A.ゴンチャロフ (1812-91) といった知識人が任命されるようになったと推測される。また、この 1791 年の時点で統一検閲の実施が提案されていることも注目に値する。

5.2.3. エカテリーナ II 世に見られるロシア社会に対する外国の影響力への恐れ

「1792 年 5 月 20 日付けのプロゾロフスキー公爵からのエカテリーナ II 世宛て書簡」⁴⁷

「書籍商に対して外国書籍の制限を設け、国境及び港にて書籍が流入しないように命令されることを勧告します。そうしなければ、混乱状況にある現在のフランスから持ち込まれる書籍は、公正の原則に立っていない人々を迷わせ、墮落させることとなります。」

エカテリーナ II 世宛ての書簡で、プロゾロフスキー公爵は、ポリスが当時検閲機関としての機能を果たしていないことを考慮した上で、外国書籍の流入がもたらす害を具体的に示し、外国書籍を阻止するために検閲機関を早急に整備することをエカテリーナ II 世に訴えた。

5 月 20 日付けのプロゾロフスキー公爵からの検閲機関設立を訴える書簡に答えた形で、エカテリーナ II 世が発令したのが、「1793 年 2 月 8 日付けのフランスからのロシアへの新聞、雑誌、作品の輸入禁止の勅令 №17101」である。この勅令は貴族の間だけではなく、商人や都市住民や雑階級人を含めたロシアの「読者層」が、両首都だけでなく、地方などでも、フランス革命など外国の事件へ高い関心を示していたことから、「公衆」に外国の影響が及ぶことをエカテリーナ II 世が恐れていたことから発令されたと考えられる。

また、エカテリーナ II 世が外国の影響力を恐れていたことを示す事実がある。1793 年 11 月 4 日付けの科学アカデミー官房日誌に、「エカテリーナ II 世が、ベルリンの新聞に亡くなったフランス国王の生活に関する多くのアネクドットが不適切な絵と共に掲載されていたのをご覧になりました。科学アカデミー印刷所が発行している新聞にこういったアネクドットを載せないように注意するようにエカテリーナ II 世は、ダーシコヴァ公爵夫人に指示を出されました」⁴⁸と記述されている。これは、エカテリーナ II 世が外国の影響が直接反映される新聞記事の内容に注意を払っていたことを示している。エカテリーナ II 世の恐れは、現実には作品を回収せよとの 1793 年の命令に投影されることになる。

5.2.4. エカテリーナ II 世による印刷認可への直接関与 (クニャジニンの作品 『ノヴゴロドのヴァジム』をめぐって)

劇作家クニャジニンの 5 幕物の詩悲劇『ノヴゴロドのヴァジム(Вадим Новгородский)』⁴⁹をめぐって、1793 年に出版統制に関する事件が発生している。1793 年はレイ 16 世がパリの革命広場で処刑された年でもある。クニャジニン事件に関連する出版統制法令は具体的には存在していないが、この事件はエカテリーナ II 世が作品の最終印刷認可に直接関与していることを貴族文化人に再度知らしめることになった。

クニャジニンの作品『ノヴゴロドのヴァジム』は、『ニコノフ年代記 (Никоновская летопись)』⁵⁰にある「リュウリクがノヴゴロドの有力者、勇者ヴァジムとうたわわっていた男とその一味を殺害

して(864年)、ノヴゴロドを奪いとった」という記述に基づいて書かれている。実はこの記述に基づき、エカテリーナⅡ世はすでにクニャジニンより早く1786年に『リューリクの人生からの歴史観 (Историческое представление из жизни Рурика)』を著している。作品において、エカテリーナⅡ世は、「ヴァジム」を権力志向の強い、政治的陰謀を企てる野心的な人物として、「リューリク」を陰謀者に勝利した理想の君主として描いた。

これに対して、同じ題材でクニャジニンは、1788年から1789年初頭にかけて『ノヴゴロドのヴァジム』を執筆している。クニャジニンは、「ヴァジム」を共和制都市ノヴゴロドの自由のために闘った人物として、「リューリク」を暴君の専制君主として描き、しかもノヴゴロドの市民は闘いに勝利した「リューリク」ではなく、自由の友「ヴァジム」を支持したと描いた。

このクニャジニンの作品で重要な部分は、下記の4行とされる。

| | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| Самодержавие, повсюду бед содетель, | 専制政治は、至る所で不幸を作り出し、 |
| Вредит и самую чистейшу добродетель. | 最も純粋なる徳をも害する。 |
| И, невозбранные пути открыв страстям, | そして、情念に自由に行き来できる道を開き、 |
| Даёт свободу быть тиранами царям. | ツァーリに暴君になる自由を与えるのだ。 |

クニャジニンは作品を通じて、自由を求める闘士ヴァジムと専制君主リューリクを比較して描くことで、暗にエカテリーナⅡ世を批判した。この作品は宮廷劇場での上演が決まり、配役まで決まっていたのだが、フランス革命が起きたためにクニャジニン自ら作品を引き上げざるをえなかったとされる。だが、クニャジニンは作品を友人らに読み聞かせ、手書きの写本の形で広まっていた。1790年末に秘密官房長官シェシコフスキーがクニャジニンを尋問している。1791年にクニャジニンはペテルブルグで死亡するが、クニャジニンの死亡原因については風邪の高熱で死亡したとする説と秘密官房による拷問で死んだとする説がある。

クニャジニンの死から2年後にクニャジニンの子供の後見人であったプスコフ県の地主 P.Ya.チハチョフが、書籍商グラズノフに『ノヴゴロドのヴァジム』など未発表の作品を売却する。

1793年にこの作品は書籍商グラズノフの依頼により、科学アカデミー印刷所で科学アカデミー院長ダーシコヴァの認可の下で1,200部印刷され、しかも作品は科学アカデミー刊行の雑誌『ロシア演劇』の第39号にも掲載された。

ダーシコヴァ公爵夫人は『回想録』において、「有名な悲劇作家クニャジニンの未亡人が夫の最後の未発表作品を子供のために掲載してほしいと頼んできました。この依頼は、アカデミー官房顧問コゾダヴレフによって私に伝えられました。『戯曲を掲載するために、彼が戯曲を検討し、法と宗教に反するものがないのなら、掲載しない理由はありません』と私は彼に言いました。さらに、『顧問自身が作家であり、ロシア語を熟知しており、しかもわが国でどんな作品の印刷が許されるかをよく知っているの、喜んでこの悲劇を託す』と付け加えました」と書き記している。さらに「コゾダヴレフからの報告によると、悲劇はノヴゴロドに起きた歴史的な事件を正確に伝えており、都市国家ノヴゴロドと反乱者が従属することでロシア君主の勝利で終わっており、検閲が非難するようなものは何もなかったとあったので、私は作品を印刷するようにと指示を出しました」⁵¹とダーシコヴァは、科学アカデミー印刷所でこの作品が印刷された経緯について説明している。

しかし、最終的にはこの作品はエカテリーナⅡ世の命令により、焼却されている。その後、パーヴェルⅠ世、アレクサンドルⅠ世、ニコライⅠ世(1796-1855 在位1825-55)の治下でもこの作品

の印刷認可は下りず、1871 年になって P.A.エフレーモフによって雑誌『ロシアの昔(Русская старина)』に初めて掲載されるも、上記に記した4行は削除されたままだった。

ロシア国立古文書館に所蔵されているこの事件の関連文書やその他の資料に基づいて、当時の検閲の実態を考察する。

「1793 年 6 月 4 日付け文書」⁵²

「書籍商イヴァン・グラズノフが、クニャジニンの詩悲劇『ノヴゴロドのヴァジム』を 1212 部印刷してほしいと依頼してきました。書籍商からあらかじめ植字代、印刷代、及び紙代として頁あたり 11 ルーブル 20 カペイカを、科学アカデミー官房の提出用として 20 ルーブルを受領してから、刷り上り 1,200 部を書籍商に渡してください。『ロシア演劇』への戯曲掲載のために再度の植字作業を避けるために、印刷所の技術主任グリゴリエフと監査官ミュラーは作品が何枚になるか報告をあげてください。・・・」と記されている。その後ミュラーからの報告書に基づいて、1793 年 7 月 14 日付けでアカデミー官房はクニャジニンの作品の印刷を決裁している。そして、科学アカデミー官房により、この『ノヴゴロドのヴァジム』が掲載されたロシア演劇の第 39 号を書店に売りにだしてもよいとの決裁が出されたのは、1793 年 9 月 30 日である⁵³。

しかし、科学アカデミー院長ダーシコヴァ公爵夫人の認可の下に科学アカデミー印刷所により印刷された作品であるにもかかわらず、エカテリーナ II 世は作品が共和国的性格を持っており、専制体制を批判しているとの理由から、作品の発禁と焼却処分を命じている。どのようにして、実際にクニャジニンの作品が問題となり、それに対してどのような措置が講じられたかをアルヒーフの文書から推測することができる。

「1793 年 11 月 7 日付け元老院検事総長サモイロフから県知事オシポフ宛ての文書⁵⁴、機密文書」
「県知事グリゴリー・ミハイロヴィチ・オシポフ殿

クニャジニンの死後、クニャジニンの領地の後見人、8 等文官ピョートル・ヤコヴレフ・チハチョフにより、サンクト・ペテルブルグの商人グラズノフに、不適切な表現を含んだ悲劇『ノヴゴロドのヴァジム』を含めて、クニャジニンのいくつかの作品が売却されています。チハチョフは、プスコフ県の地主です。なんらかの口実をつけて、貴方の下に呼び出し、『なぜ不適切な表現を含んだ悲劇を売却したのか、また死亡したクニャジニンのその他の作品を所有していないかどうか』を尋ね、直ちに私に報告していただきたい。」

これは、クニャジニンの原稿を売却した人物に対する尋問実施の依頼書である。この文書が出された直後の 11 月 11 日の科学アカデミー官房日誌には、「書店にある『ロシア演劇』第 39 号から悲劇『ノヴゴロドのヴァジム』を抜き取り、検事総長に届けること」と記されている。さらに、この命令に直接関連したものとして、同じく 11 月 11 日に科学アカデミー院長ダーシコヴァは、次のような指示を出している。「私は印刷に持ち込まれる全作品の審査に関わることはできないので、最初にポリスの承認がある作品であるかを確認して下さい、そうでない場合には私に報告することを文官に命じます。ダーシコヴァ公爵夫人」⁵⁵

このダーシコヴァの指示は『ノヴゴロドのヴァジム』をめぐる、ダーシコヴァとエカテリーナ II 世が言い争いをしたことに関連している。言い争いをした日付は記されていないが、『回想録』において「最初に元老院検事総長 A.N.サモイロフ(1744-1814)がダーシコヴァのもとを訪れ、エカテリーナ II 世が作品を印刷したことであなたを叱責されているし、クニャジニンの作品はラジーシチェフの『ペテルブルグからモスクワへの旅』に匹敵すると言われました」とダーシコヴァは書き記している。

さらに、エカテリーナⅡ世とダーシコヴァとの間で『あなたは、私と私の権力にとって危険な作品を広めるのですか。…この悲劇を死刑執行人の手により焼却させます』と女帝は言いました。…『この悲劇が死刑執行人の手によって焼却されようとされまいとかまいません』と私は答えました」⁵⁶との会話がやり取りされたと記述している。ダーシコヴァはこの作品の掲載をめぐるエカテリーナⅡ世と激しく対立し、最終的に 1796 年に科学アカデミー院長やロシア・アカデミー総裁など全公職を辞職せざるをえなくなっている。

翌日の 11 月 12 日にはイズマイロフスキー連隊に勤務する「クニャジニンの息子に対する出頭要請文書」⁵⁷が出されている。

「ニコライ・ヴァシリエヴィチ公爵

なんら問題が生じないようにするために、イズマイロフスキー連隊所属の亡きクニャジニンの息子を説明のために私の元に差し向けるように命令してください。」

その後、元老院検事総長サモイロフからモスクワ警視総監プロゾロフスキー公爵宛てに極秘命令書が出されている。

「元老院検事総長サモイロフからモスクワ警視総監プロゾロフスキー公爵宛て極秘命令書」⁵⁸

「ペテルブルグの商人イヴァン・グラズノフは、モスクワで販売するために不適切な言葉が使われている悲劇『ノヴゴロドのヴァジム』400 部を持って来ています。皇帝陛下はグラズノフを呼び出し、どこにこの 400 部があるかを問いただすように指示を出されました。…クニャジニンの死後に出版された作品に不適切な表現があるのなら、封印してこちらに送ってきてください。もし相当する表現がなくても、疑いがあるのであれば、販売をやめさせ、一部をこちらに送ってくるようにしてください。全て秘密裏に注意深く対処してください。…」

この文面からわかるように、検事総長サモイロフは書籍商グラズノフに対する尋問をおこなうようにプロゾロフスキー公爵に命令している。ロシア国立古文書館に書籍商グラズノフの供述文書が保管されており、この文書から 11 月 17 日に書籍商グラズノフに対する尋問がおこなわれたことが判明する。

「書籍商グラズノフの供述文書」⁵⁹

「1793 年 11 月 17 日にサンクト・ペテルブルグの商人、イヴァン・ペトロヴィチ・グラズノフが、警視総監庁舎で供述をおこないました。彼は 3 週間か、1 ヶ月の予定で書籍を販売するためにここ（モスクワ）にやってきました。カタログに従い、クニャジニンの悲劇『ノヴゴロドのヴァジム』を含め書籍を持ってきました。彼はこの悲劇をクニャジニンの死後、子供の庇護者となった人物、名前を覚えていないとのことですが、クニャジニンの娘の夫から購入しました。この庇護者は、ペテルブルグから 200 露里離れたプスコフ県に住んでいます。…グラズノフはこの悲劇を科学アカデミーで印刷してくれるように、ダーシコヴァに依頼しました。ダーシコヴァは原稿を受け付け、1 回の印刷部数を 1200 部として印刷することを命令しました。ペテルブルグでは書籍の売れ行きは好調でしたが、誰に売ったかについては彼の部下が売ったとのことではわかりません。…」

これらの文書から、クニャジニンの作品を書籍商に売った作品所有者チハチョフと印刷依頼した書籍商グラズノフに対する尋問がなされたことが明らかとなる。時系列的に見ると、1793 年 7 月に作品の印刷認可の決済が出された後、11 月 7 日に作品を売却した人物に対する尋問実施の依頼、11 月 11 日に作品の回収指示、11 月 12 日にクニャジニンの息子への出頭命令、11 月 17 日に書籍商グラズノフに対する尋問とかなり迅速に問題の発生から処理対策までがとられたことは明らかである。

1793 年 12 月 7 日に検事総長サモイロフは、元老院に対して『ノヴゴロドのヴァジム』を検討し

たところ、社会の安寧を壊す誘惑的な言葉だけでなく、皇帝の法的権力を批判する表現、及び「神の法と世俗法」に背く表現があるので、この作品について決裁を下してほしいと申し入れをおこなっている。12月7日、14日と24日に元老院は作品を審議し、審議の結果「この作品には合法権力を批判し、合法権力にとって有害な表現がたくさん見られるので、認めることはできない。よってこの作品は公開で焼却するに値する」との決裁を出している。そして、12月24日にエカテリーナⅡ世により、「作品をここ首都において公開で焼却せよ」と極秘の命令が出され、書店から没収された作品は、ペテルブルグのアレクサンドル・ネフスキー寺院脇のアレクサンドロフ広場で焼却されている⁶⁰。

これらの事実は、専制君主を批判する作品を回収し、焼却したいとする強い意向がエカテリーナⅡ世にあったことを示していると同時に、共和國的な作品がロシア社会に広まることをエカテリーナⅡ世が恐れていたことを示している。

このクニャジニンの事件以後、科学アカデミー官房はたとえ科学アカデミーの印刷所で印刷されるものであっても、内部審査だけではなく、ポリスの認可があるものしか印刷することを許可しなくなっている。この事件は、最終の印刷認可権がエカテリーナⅡ世にあることを貴族社会に再度示すものとなった。また、1793年の時点ではすでに、マーカーらの主張する「反動主義者のプロゾロフスキー公爵などからの過度の報告に基づいて措置を講じている」⁶¹だけでなく、実際にエカテリーナⅡ世自身が専制政治を批判する作品に関心を示し、自らの意思で作品の回収と焼却を強く命令するという態度を示していることが証明されたと考えられる。

5.3. 公式の検閲機関の整備

フランス革命以後、エカテリーナⅡ世は外国の影響力阻止を目的に新聞・雑誌に対する監督を強化している。エカテリーナⅡ世がラジーシチェフとクニャジニンの事件を通じて、検閲を委ねたポリスの実効能力不足と彼女自身の貴族文化人の出版物に対する管理が及ばなくなっていることを直接感じとったからであると考えられる。

1793年から1795年までの期間、エカテリーナⅡ世の恐れを反映したような出版統制分野に関する具体的な勅令や元老院令などは一度も発令されていない。出されたのはクニャジニンの『ノヴゴロドのヴァジム』の回収・焼却処分に関する極秘指示だけであり、しかもこの指示は法律大全にも検閲法令にも残されていない。しかしながら、この期間にエカテリーナⅡ世と元老院が、外国の影響力を阻止するために、出版統制分野での様々な対策を考えていたことを証明する文書が存在している。

具体的には、ロシア国立古文書館に保管されているエカテリーナⅡ世、元老院検事総長、及びモスクワ警視総監プロゾロフスキー公爵の間で交された書簡である。

「1793年11月17日付けプロゾロフスキー公爵からエカテリーナⅡ世宛て極秘書簡」⁶²

「慈悲深き陛下

・・・知人から聞いたのですが、フランス国王の死に関する版画(скульптура)⁶³が販売され、それがこの地で印刷される予定と聞き及びました。しかし、誰が印刷を目論んでいるかの情報はありません。私は、ただちに秘密裏にこの件について探るように命令しました」と書簡は始まり、「この作品を販売していたのはロシア在住のイタリア人で、この作品は2部ブトゥーリン伯爵に、1部ゴズロフ准将に売却されていました」と書き記されている。さらに、「大学印刷所の所有者の依頼により元

老院印刷所で版画家がこの版画の原版をつくっていることが判明しました」とし、「フランス国王と家族との別離場面の版画2部と国王の死の場面に関する版画1部をエカテリーナⅡ世に提出するので、検討していただきたい」という内容の書簡となっている。

これは、1793年2月の勅令によりフランスからの書籍などの輸入を禁止するとしたにもかかわらず、外国人により密かに国内に持ち込まれた書籍などが販売されている現状をプロゾロフスキー公爵が憂慮し、エカテリーナⅡ世に版画を実際に提出するので、検討してもらいたいとする内容の書簡である。プロゾロフスキー公爵は輸入された禁止書籍や版画が出回っている現状を警告し、対策をとるべきであるとの立場を鮮明に打ち出している。また、11月17日という日付は、クニャジニンの作品をめぐる、書籍商に対する尋問がおこなわれた日でもある。

次の書簡は、エカテリーナⅡ世宛ての極秘書簡から約一ヶ月後の1793年12月12日付けで、プロゾロフスキー公爵が元老院検事総長サモイロフ宛てに出した極秘書簡である。

「1793年12月12日付けプロゾロフスキー公爵から検事総長サモイロフ宛て極秘書簡」⁶⁴

「11月25日付けの貴下の命令に従って、命令に記されている書籍の販売を禁止し、書籍商から没収することを命じました。その書籍には法令で定められた認可があります。すなわち該当書籍については、ポリスの検閲人と宗教機関により任命されたモスクワ・アカデミーの検閲人により審査がおこなわれていました。その後、警視監が審査しましたが、警戒することなく、印刷認可を出してしまいました。現在のフランスに関する書籍が今後出版されないようにするために、ポリスは印刷認可を出さないことにいたします。・・・前警視監は外国語の知識が全くなく、警視長はフランス語を知ってはいても一度も書籍を読むために用いたことはありません。著者についての知識が何もなくては、翻訳作品を検閲(цензурировать)することはできません。しかも、首都のポリスにはあまりにも事件が多く、書籍を読む時間、それ以上に注意深くコメントをつけながら読む時間などはありません。なおかつ、私の前職の時に設立された民営印刷所がたくさんあり、多くの書籍が印刷されています」と記述し、ポリスの検閲人の語学と文学に関する知識レベルの低さとその他の業務が忙しいことを理由に挙げ、検閲が有効におこなわれていない現状を報告している。そして、その後プロゾロフスキー公爵は、検閲機関に関する提案をおこなっている。

「私は、これ以上民営印刷所の設立許可を出すつもりはありません。ポリスには書物を読む時間はありません。外国書籍が、多く輸入されているからです。再度、閣下に検閲機関の設立に関する報告書を提出いたします。・・・モスクワ大学は、書籍の検閲権(право цензурировать)を持っています。学術書籍と古典以外の書籍に関しては、大学検閲が認可を出さないように、大学に私は要請しました。しかし、この要請の実施は期待できません。私がつい最近陛下に提出した版画について、大学印刷所の経営者が尋問で証言したように、大学の検閲に提出した後印刷して販売するつもりだったからです。無認可の有害書籍を防止する良い方法は、海外からこの種の書籍が流入しないようにすることです。一旦流入した後では書籍を抑えることは、困難です。この地で外国書籍を没収しましたが、書籍を没収された者は、こういった書籍は自由にペテルブルグで販売されていると話しています。こういった書籍の内容は、極めて有害なものであります。

全ての状況をお話したので、検事総長が公益を考慮して、検討して下さることを願います。プロゾロフスキー公爵」

両書簡とも、1793年2月の勅令でフランスからの書籍の輸入が禁止されたにもかかわらず、無認可のフランス革命に関する外国書籍が両首都で販売されている事実を具体的に説明している。その上で、プロゾロフスキー公爵は有害な外国書籍の国内への流入を防ぐために、効率的、かつ的確

に行動する公式の検閲機関を整備する必要性をエカテリーナⅡ世と検事総長に直接訴えた。又、プロゾロフスキー公爵の報告書や書簡には«цензура(検閲)»という言葉が常に使用されているのが特徴である。

ポリスが検閲機関としての機能を果たしていない理由を書簡では、ポリスの検閲人の語学と文学の知識不足と他の業務が多すぎるためと説明している。これは、1790～1791年当時と1793年の時点でポリスをめぐる状況が全く変わっていないことを示している。また、この書簡から1793年になってもなお、ポリスが検閲と検閲人問題については有効的な対策を採ることができずにいる状態が明らかになっている。

次に外国書籍が具体的にロシアの貴族社会に持ち込まれ、普及していることを示すアルヒーフの文書を検討する。

5.3.1. 外国書籍の流入

外国の影響は、18世紀末のロシア社会には主として外国書籍とロシア語への翻訳作品を通じてもたらされた。それ故に外国書籍の管理問題は、エカテリーナⅡ世や元老院にとって重要案件となった。理由は、エカテリーナⅡ世に近い場所で、禁止されたはずの外国書籍が出回っていたことを示す事実が報告書や書簡などで、実際の具体例としてエカテリーナⅡ世や元老院宛に報告されていたからである。これらの文書はロシア国立古文書館に保存されており、1794年の1月から3月までの間に書き記されたものである。

これらのアルヒーフの文書は、ヴォルテール(1694-1778)の作品集を刊行したタムボフ県コズロフ郡カジンケ村のI.ラフマニノフ出版所の事件に関するもので、そのうち「1794年1月23日付け報告書」、「1794年2月9日付けでモスクワ警視総監プロゾロフスキー公爵が元老院検事総長サモイロフに宛てた極秘書簡」、「1794年3月4日付けでエカテリーナⅡ世がプロゾロフスキー公爵に宛てた書簡」、「1794年6月12日付けプロゾロフスキー公爵によるエカテリーナⅡ世宛ての報告書」を検討する。

「1794年1月23日付けエカテリーナⅡ世宛て報告書」⁶⁵

「宗務院の宗務総監ムーシン＝プーシキンから1月20日付けでコズロフ郡に設立された印刷所で印刷され、ラフマニノフ宛てと書き添えられたヴォルテール作品のロシア語訳が私宛てに届けられました。陛下の該当する書籍を購入せよとの指示に従い、この地でこの作品を28冊購入いたしましたので、書店にはもう在庫がない状態です。モスクワでの書籍の購入については、私がモスクワ警視総監宛てに書簡を書きます。タムボフ県知事に現地でこの書籍を購入し、コズロフ郡に設立された印刷所で印刷された書籍を全て没収し、封印し、今後この書籍の続きや同様の書籍が印刷所で印刷されないように監視することを書簡で要求することは、陛下の意に沿うことだと考えます。一部をお手元に届けます。それは、書籍がどんな検閲に基づいて印刷されたのか、元老院にてこの書籍の検閲に関する決済が出されたかを明らかにするためです。まもなく陛下の手元に書籍は届けられます。」

この報告書に対し、全書籍を探し出し、没収されたしとの命令が出されている。

この報告書の内容からもわかるように、1794年にはエカテリーナⅡ世は治世当初に書簡を交換していたヴォルテールの作品までもフランスを含めた外国の影響力を阻止する目的で、没収を命じている。

次は、外国の影響力阻止を目的としたモスクワ警視総監プロゾロフスキー公爵から元老院検事総長サモイロフ宛てた極秘書簡である。

「1794年2月9日付けプロゾロフスキー公爵からの検事総長サモイロフ宛て極秘書簡」⁶⁶

「アレクサンドル・ニコラエヴィチ（サモイロフ）殿

1月25日付けで出された命令を実施するにあたり、書籍商のもとで見つけた18巻構成の『ヴォルテール全集』を書店から没収し、封印し、監視下に置くように指示しました。昨年12月12日に検事総長宛ての報告書で、私は無認可の外国書籍や有害書籍を防ぐためにはこの種の書籍がロシアに持ち込まれないようにする必要があり、一旦流入した後では、阻止することは困難であると報告しました。モスクワ警視総監の職に就いてから、私は多くの書籍の流入を阻止しました。コンドルセの『Tragédie de Louis XVI(ルイ XVI世の悲劇)』、『Bibliothèque d'un homme public(公人の図書館)』、1790年から1793年までに出版された書籍などです。・・・私はこの全集の第一年目に刊行された作品を読み、国にとって有害な箇所については印をつけ、頁を折りました。書籍を没収した時、書籍商はこの種の書籍はサンクト・ペテルブルグでは普通に公衆向けに売られていると述べていました。私が調べたところ、クロステルマン兄弟書店やワイトブレヒト書店においても販売されていることが確認されました。元知事ロブヒンもその後の知事も、書籍商に対して、予約購読リストを提出し、書籍が到着した時には知事宛てに送り状を提出することを要求しました。時には書籍商は特別の送り状で書籍を受領し、隠匿しています。輸入される全書籍を阻止することは難しく、ここで再度、検事総長に対して、ロシアにこの手の書籍が流入しないようにするためには防護壁を作ることが必要だとする内容の報告書を提出いたします。監視がより確実に実施されるように、皇帝陛下に直接報告することを許可していただけることを願います。」

ここには、モスクワ警視総監プロゾロフスキーによる公式の検閲制度導入に関する強い訴えが、書き記されている。これまでのポリスによる検閲に実効性がないことは、すでに検閲機関設立に関する書簡や報告書の形で何度も報告されている。また、現実には、書籍商らが利益を得ることを第一に考え送り状を故意に隠匿し、外国書籍を輸入していたことが書簡から窺われる。いずれにしても、この時期外国書籍を効率的に阻止する検閲制度は、ロシアには存在していない。したがって、プロゾロフスキー公爵はロシアに防護壁として検閲制度を導入することを提案したのである。

検閲機関の設立をエカテリーナ二世に執拗に訴え続けたプロゾロフスキーの行為は、しかるべき反応をエカテリーナ二世から引き出している。

次のエカテリーナ二世からプロゾロフスキー公爵宛てた書簡は、彼の訴えに対するエカテリーナ二世の回答となっている。

「1794年3月4日付けエカテリーナ二世からのプロゾロフスキー公爵宛て書簡」⁶⁷

「アレクサンドル・アレクサンドロヴィチ公爵！

フランスからモスクワに持ち込まれた新年度の暦を没収し、封印するように命令されたい。また、今後予約購入した内容が乏しい書籍は直ちに没収し、廃棄することを書籍商に通告することを命令されたい。」

このエカテリーナ二世の書簡は、勅令を遵守せず、暦を予約購入した書籍商へ罰則をかけ、違法に輸入された暦と書籍は全て即時没収せよと指示した命令書となっている。違法に持ち込まれた書籍に対しては、厳しい態度で対処するとの姿勢と予約購入する書籍の内容はふさわしいものでなければならないとするエカテリーナ二世の立場が示されていると同時に、プロゾロフスキー公爵からの執拗なる検閲制度の導入提案に対するエカテリーナ二世の回答でもあった。

再び、同年6月12日付けでプロゾロフスキー公爵は、エカテリーナⅡ世宛てに報告書を提出している。

「1794年6月12日付けプロゾロフスキー公爵からのエカテリーナⅡ世宛て報告書」⁶⁸

「皇帝陛下！

無認可の、有害な外国書籍の首都における販売を阻止するために、私は1792年から監視役人の立会いのもとに書籍商が受領した予約書物を開封すること、書籍商は知事に真正の送り状を提出すること、その送り状に従って書籍を審査し、有害書籍は直ちに没収するようにしてきました。しかし、書籍商が利益目的で書籍を隠匿したのか、あるいは厳格に審査がおこなわれなかったのか、有害書籍が秘密裏に販売されていました。最近、ビベル書店の書籍カタログを私は知人から入手し、調べました。中にはフランス革命に関する書籍があり、又フランス革命時に書かれた作品もありました。そこで、私は全ての書籍カタログを手に入れようと努力しました。・・・サンクト・ペテルブルグの書籍商に出した販売禁止書籍リストと審査照合することを私に命令してください。そうしなければ、ここで書籍の販売を禁止することはできません。その中には『ブルータス』、『シーザーの死』、『カンディード』が含まれています。最初の二つの作品はフランス革命の時期に書かれたもので、最後の作品はロシアについて書かれています。ヴォルテールの書籍については、販売許可作品と不許可作品の区別がつかないので、書籍の販売を許可してほしいと申請が出されています。全書物は封印されたままとなっており、陛下の決裁を待っています。校閲対象の書籍を選択し、その他は書籍商に返却することになります。」

書籍カタログリスト（原文はフランス語で記載されており、フランス語からの訳）

- *1793年 8巻本 ケルンにおけるオルレアン公フィリップの生涯と犯罪
- *1793年 マーストリヒトで書かれたフランス国王ルイ XVI 世の正統性を立証する回想録
- *1793年 オルレアン公摂政時代の体制研究
- *1793年 ラリスホンにおけるルイ XVI 世の受難と生涯
- *1793年 革命の原因と悲惨な悪影響に関する書籍
- *1792年 8月10日の陰謀の歴史について
- *1793年 マーストリヒトで記されたデュムリエ氏宛ての書簡
- *1793年 ベルギーのリエージュで記されたルイ XVI 世の死に関する3幕詩劇
- *1793年 フランクフルトで書かれたルイ XVI 世の悲劇

エカテリーナⅡ世とプロゾロフスキーとの間で交された往復書簡を通じて明らかなことは、書物だけでなく、下層の読者層に人気を博していた暦までもフランスからの輸入が禁止されていたことである。

実際に1793年4月8日付けの外国製品の輸入禁止に関する勅令以後、1794年には外国書籍と外国雑誌の流入阻止や輸入禁止に関する法令は、勅令や元老院令などの形では発令されていない。だが、その背後では書物を通じての外国からの影響を阻止するために、エカテリーナⅡ世、元老院検事総長サモイロフ、及びモスクワ警視總監プロゾロフスキーなどが中心となっていかに努力を払っていたかをこれらの書簡や報告書を通じて、窺い知ることができる。

しかし、1793年から1794年にかけて外国書籍が流入しないように、権力側が多大な努力を払ったにもかかわらず、ヴォルテールの作品を中心にロシアの貴族社会にしかも、エカテリーナⅡ世の膝元の近衛連隊にまで外国作品の影響が広がっていた。その事実を示す1795年の国立古文書館の文書が存在する。

「プレオブラジェンスキー官署、秘密官房と秘密局、文書番号 2865. 近衛擲弾兵連隊の監査官ミハイル・エルフィーモフの下で発見された発禁書籍、ヴォルテールの作品（『Catéchisme de l'honnête homme ou dialogue entre un caloyer et un homme de bien (誠実な人間の教理問答集あるいは聖バシリウス会の修道士と善良な人間の対話)』のロシア語訳『僧と誠実な人間の会話 (Разговор монаха и честного человека)』)に関わる事件文書」⁶⁹である。

ここには、監査官エルフィーモフのためにヴォルテールの作品を書記係が書き写しているのを近衛連隊内で見つかった兵士グリャズノフの密告文書⁷⁰、次にこの作品を読んだが、別にそこには有益なものがないので焼却するつもりであったとするエルフィーモフの弁明書⁷¹、さらに N.I. サルトイコフ (1736-1816)宛ての極秘文書として、「監査官エルフィーモフが陸軍中佐ベルグマンからの命令で、連隊書記係に神を冒瀆する文書を書き写すように指示を与えたとする内容の兵士グリャズノフの密告事件に関しては、エルフィーモフを別の連隊に移し、当該兵士についてはなんら咎めだてすることなくそのまま連隊に残すように」⁷²とする内容の文書などが残されている。

これらの文書は、外国書籍をめぐって密告制度がすでにこの時代に出来上がっていたことを示す文書であり、いかに外国作品が皇帝の膝元にあたる近衛連隊内部まで広まっていたかを示している。また、外国書籍輸入阻止に向けて、いかにエカテリーナⅡ世が努力を傾注していたかを示す文書でもある。

ついに、1796年エカテリーナⅡ世は自らの死の直前に検閲機関の設立、外国書籍の印刷と輸入の制限、民営印刷所の廃止に関する勅令を公布した。アルヒーフに残されていた書簡や報告書を含めた文書を考察すると、エカテリーナⅡ世が死の直前に検閲機関の設立と民営印刷所の廃止に関する勅令を突如として発布したのではないことが明らかになる。1796年の勅令の公布はそれまで講じられた措置から考えると、当然の帰結であったと推察される。エカテリーナⅡ世が民営印刷所廃止と公式の検閲機関設立の勅令を出すことの必要性を確信するまでの経過が、アルヒーフに残されていた文書から読み取ることができる。そして、全ては国内の実情報告とエカテリーナⅡ世自身のフランス革命による専制君主体制の崩壊にみる外国の影響力への恐れから採られた措置であったことが、今回の資料から読み取ることができる。

5.3.2. 公式の検閲機関設立案の作成、元老院の取り組み

エカテリーナⅡ世と元老院は、1793年にクニャジニンの事件もあったために、実効力ある検閲機関の整備問題にすでに1793年末から真剣に取り組んでいる。その姿勢は、元老院による検閲機関設立に関する勅令の素案作成という形に現れている。

元老院第1部は、1793年12月24日付けで「印刷される書籍に神の法と世俗法に反する内容がなきように、印刷所の監視と外国書籍の輸入に関する全ての関連法を集め、この件に関して決裁できるように直ちに報告書を作成する」と決め、「検閲機関の設立、外国の影響力の効率的阻止、かつ政治問題を自由に討議する場所の制限を報告書の重要課題に定め、報告書の作成に取り組み始めている。」⁷³

1794年1月18日に開かれた元老院の第1回目の会議で、元老院第1部より検閲機関の再編に関する第1案が提出され、審議されている。第1案ではモスクワとペテルブルグのポリスのもとに宗教者、官僚、学者の3者からなる検閲委員会が設立されることが決められた。1月25日の第2回目の会議で、地方にも検閲機関を設立する必要があること、および地方にある民営印刷所の廃止が

盛りこまれた。1月31日の第3回目の会議で、地方の民営印刷所は県庁所在地のみに認めることが決められた。2月15日の第4回会議で、元老院の第4案が提出され、討議され、地方の民営印刷所の監督はモスクワとペテルブルグの検閲機関がおこなうことが決められた。

この第4案が元老院の最終原案であり、内容的にも充実したものになっているので、第4案を検討する⁷⁴。実際の提案に出てくる言葉 «цензор»は、ここでは検閲人ではなく、国家官吏としての検閲官と訳している。アレクサンドル・サモイロフ（元老院検事総長）名で下記の報告が出されている。

「1794年2月15日、元老院・第1部秘密官房

1月31日付けの決裁に関連して、官営印刷所と民営印刷所で「神の法、専制権力、公序良俗(закон Божия, самодержавная власть и благонравие)」に背く出版物が印刷されないように、そして、輸入された書籍が公衆(публика)向けに販売されないためにはどのような審査が必要かについて討議し、決裁した。元老院から下記の報告書を提出する。

専制権力について不適切な表現が多くみられる悲劇『ノヴゴロドのヴァジム』が出版されたことに関連して、元老院は今後「神の法、専制権力、公序良俗」に反する内容の書籍がロシアだけでなく、外国から輸入されない手段について検討しなければならない。この問題を検討した結果、作品や書籍を通じて入ってくる公序良俗に有害な思想を防ぐためには、一つの方法がある。それは、印刷所に対して厳しい検閲機関を設けることである」と報告書は始まっている。

その後、1) 十分な知識を持った検閲官を全土にわたって探すことはできないので、両首都に聖職者、世俗者、及び学者の3者から構成される検閲機関を設立すること、2) 全ての作家は、自分の作品を審査のために検閲官に提出しなければならないこと、3) 検閲官の義務は提出された作品に神の法、専制権力、公序良俗に反するものがないかを審査することであり、審査ミスをした場合には検閲官が責任をとること、4) 外国書籍の輸入はサンクト・ペテルブルグの港を通じてのみ認められること、5) 1783年の民営印刷所設立に関する勅令によりポリスの許可があれば各人が印刷所を設立し、ロシア語と外国語で印刷できる自由が与えられているが、勅令が悪用されていることに鑑み、勅令の是非を問うことなど具体的な提案が、元老院のサモイロフ検事総長名で記述されている。

だが、実際にこの元老院案を基礎にして作成された検閲機関整備に関する勅令が出されたのは、2年後のエカテリーナⅡ世が死亡する直前の1796年である。エカテリーナⅡ世は、さらなる慎重な検討を元老院案に対して加えていた。

5.3.3. 検閲機関整備に関する匿名の提案書 「検閲について(Нечто о цензуре)」

1794年から1796年の間にエカテリーナⅡ世に対して様々な検閲機関に関する提案が元老院や側近などから提出された事実を示す文書が、ロシア国立古文書館に残されている。その一つが匿名で記された「検閲について」⁷⁵である。

この文書は、「18世紀末におけるロシア貴族の反動思想の頂点」の文書として、先行研究では部分的に紹介されているだけである⁷⁶。

「検閲について

書籍の検閲は、最も重要な目的である。その目的には多くの有益なことが含まれている。

1) 若者の教育。読書する若者は、書物から規則や結論を導き出す方法などを学んでいる。これについての証拠は、全世界が知っている。主人公が示す道徳哲学により、多くの若者が無信仰になっ

ている。不幸な読者は、その無信仰さをひけらかせている。フランス政府が書籍の検閲に対する監視を厳しくしていたら、若者はあれほど狂暴にはならなかったであろうし、信仰も急進的なアーリア人から影響を受けなかったであろう。以上のことから、若者の教育をおこなうためには書籍の印刷についてよく理解した上で、検閲機関が若者の教育に関して特別監視をおこなう必要があることは明白である。

2) 帝国の現在の平穏状態は、国民を徐々に感染させる不可解な思想を印刷物にして出版し、不幸をもたらす自由主義者(вольнодумец)の思想によって時々曇ることがある。・・・国民は、時にはその思想が魅力的であるが故に、混乱させられている。・・・検閲機関の業務は、そういった有害な思想が才能豊かな市民の作品に散りばめられない様に厳しく監視することである。

3) 印刷所を開設する自由が与えられているので臣民は印刷業に従事しているが、皇帝陛下の寛大な態度は、悪い目的に使われることがある。現在の検閲組織では作品を厳しい眼で、全ての場所で監視することはできないからである。

4) 有害な出版物を禁止すると、禁止に対する犯罪を呼び起こすことになる。禁止することで、時には出版物の重みと価値が増し、強情な精神が強まってしまうからである。叫ぶことはできなくても、少なくとも自分の友人には禁止された出版物は基本的なもので、公正なものであると説得できるからである。だまされやすい人は、彼らを信じるであろう。・・・よって、弱体な検閲は、気が付かないうち自由思想への道を開くことになる。自由思想は、時には機知や深い思想などに彩られていることがある。だが、あらゆることに関する厳しい批判には上記で記したような悪用が反映されていることがある。

ここで、敢えて検閲会議案(чертеж думы цензуры)を提案する。

1) 検閲会議は、常に皇帝がおられる場所において活動する。検閲会議は、下記の人物から構成される。: 1 人目は皇帝の側近で、困難な問題が発生した時にはこの人物を経由して皇帝に事態を報告する。2 人目は、才能と学位を持ったこの職責をこなせる議長。メンバーとしては首都の主教によりふさわしいとされた2人の聖職者、医学・法学・哲学の3分野の検閲をおこなう2人の教授、2人の聖職者に対する監視役としての神学者と2人の文学者、及び2人の書記とする。1 人目は書籍の検閲担当の学者の書記、2 人目は官庁において書記をしていた人、さらに出納係と数人の下級官吏からこの検閲会議は、構成されるものとする。

検閲会議は、3つの重要原則「神、君主、統治形態 (величество Божья, особа государя и образ правления)」に背く内容が作品や翻訳作品に含まれないように監視する。: 宗派の虚偽の意見に対する監視、悪徳人物に対する監視、文学作品については検閲会議メンバーは翻訳や作品が社会にとって価値ある作品であるように厳しく監視すること。趣味を滋養するために、内容のない書籍と空虚な詩の販売をやめさせるために、そして祖国に利するために、検閲会議は活動する。

2) 検閲会議は「経済自由協会」、もしくは学術機関の雑誌を除いて、雑誌の編纂を厳しく禁止する。かつて一度も文芸雑誌が社会に良い利益をもたらさなかったこと、常に雑誌が詩人の争いや巧みに書かれた下らぬ作品を掲載していたことを、ヨーロッパは知っている。

3) 各人に全ての都市で印刷所を設立する権利を与えたエカテリーナII世の勅令が、すでに出されている。私はロシア人の能力を見下しているわけではないが、全国に問題に精通した慎重な態度をとれる検閲機関を設立できないことを敢えて報告する。高い知性の作品は、急いで全国民に知らせることはない。つまり、急いで印刷する必要はない。最も遠い地域であっても全作品と翻訳

作品は、印刷権を受領するために検閲会議に事前提出しなければならない。検閲会議以外は、どんな検閲機関も活動すべきではない。

- 4) 検閲会議のみが、作品や翻訳を検閲する権利を持つ。科学アカデミー、芸術アカデミー、帝国大学、全ての貴族幼年学校とギムナジウム、国民学校、及び印刷所を所有する上級国家機関については、考慮する。こういった組織には、自前の出版物に対してのみ検閲する自由が与えられる。
- 5) 劇場が啓蒙と趣味の滋養の場所であり、道徳の矯正場所であることは知られている。よって劇場支配人は劇作品を検閲会議に持ちこみ、検閲会議から上演許可を得る必要がある。
- 6) 作品や翻訳はある程度の利益をもたらす。よって、自己資金もしくは印刷所の資金で印刷する人が受ける利益の一部を貧しき者に使用することは、公正であると考え。したがって、どんな形式であっても頁単位の価格を決める必要がある。また、検閲会議が養育院のために金額の10%を徴収する事を定める必要がある。
- 7) このように整備される検閲会議は、社会の福祉にかなりの影響力を与えるので、どこにも従属せず、皇帝の直轄とする。」

この検閲会議設立案の作者の名前は、いまだ明らかになっていない。しかし、書いた人物はこの提案書の内容からフランス革命など外国事情に詳しく、書物を多く読んでいる点などを考慮すると、上流貴族出身で、しかもエカテリーナⅡ世に近い人物であると考えられる。

この設立案の作成時期についても同様に特定されていない。だが、エカテリーナⅡ世が発令した民営印刷所の設立に関する勅令が破棄されていないとのテキスト内容から、民営印刷所の廃止が記された1796年9月16日付けの勅令の発布以前に書かれていると考えられる。また、今回この文書を探すきっかけとなった1993年にモスクワで開催された「ロシア帝国とソビエト連邦における外国書籍検閲に関する展覧会カタログ」⁷⁷には、この文書は1796年の「ロシアに厳格な検閲制度の導入の必要性に関する文書」として紹介されている。以上の点から提案書が書かれて提出された年は、1796年と推測される。

この提案の特徴は、1) 若い世代が道徳や思考の基礎を学ぶのは読書からであり、若者の思考に書籍が多大な影響を与えると理由を説明した上で、若者の教育に対する特別監視として検閲をおこなう必要があるとしていること、2) 有害な思想が作品にちりばめられないように、厳しく監視する必要があること、3) 印刷所の開設の自由が認められている故に、各人が印刷業務をおこなうことができるが、現在の検閲組織では全ての場所で作品を監視することができないこと、4) 弱体な検閲は自由思想への道を開くことになるとして、検閲機関がなぜ必要なのか理由を明確にしている点である。

そして、理由を明確にした後で検閲会議の設立に関して、1) 検閲会議の構成、審査原則、2) 雑誌の編纂の禁止、3) 検閲会議による全作品の事前審査の実施、4) 原則的に検閲会議のみが検閲権を所有、5) 演劇検閲の実施、6) 検閲会議による印刷希望者からの社会福祉費の徴収、7) 皇帝直属機関とする7項目の具体的な提案が出されている。

この提案の一番大きな特徴は、青年教育と書物の検閲とを関連づけて対策を講じていることである。また、フランス政府が若者の思考に多大な影響を与える書物の検閲を実施しなかった故に、影響を受けた若者がフランス革命に参加し、結果としてフランスの君主制度が崩壊したことを苦い経験として受け取っていることである。さらに、「検閲について」にはフランス革命の影響が一部の貴族にとくに好感をもって迎えられていることへの作成者の苛立ちが、「有害な印刷物を禁止すると、時にはその印刷物の価値が増すことがある」という表現に示されていると考えられる。

次に、1794年に元老院が作成した第4案、著者不明で1796年作成と推測される「検閲について」、さらに1796年9月16日付けでエカテリーナⅡ世が発布した公式の検閲機関設立に関する勅令の3つを其々項目ごとに分け比較・検討することで、その違いを明らかにする。

表13 検閲機関設立に関する元老院案や勅令などの比較表

| 1794年元老院第4案 | 1796年「検閲について」 | 1796年9月16日付け勅令 No.17508 |
|---|--|--|
| <p>1) 設立目的 神の法、専制権力、公序良俗に反する出版物が印刷されないようにするため、外国書籍が公衆向けに販売されないようにするため</p> <p>2) 検閲機関の構成 聖職者、世俗者、学者の3人</p> <p>3) 設立場所 サンクト・ペテルブルグ、モスクワ</p> <p>4) 審査原則 神の法、専制権力、公序良俗</p> <p>5) 官営印刷所の取り扱い 官営印刷所は自前作品のみ印刷所幹部により検閲を実施できるが、持ち込まれた書籍については検閲機関の検閲官が検閲をおこなう</p> <p>6) その他の特記事項 *外国書籍の輸入禁止 *検閲官の刑事責任 *外国書籍の輸入は、サンクト・ペテルブルグ港を通じてのみ *民営印刷所設立の自由に対して疑問を表明</p> | <p>青少年教育の監視、有害な思想を持つ外国作品などの監視、既存の検閲組織が十分な能力を持っていないため</p> <p>検閲会議設立：皇帝の側近、検閲議長、2人聖職者、2人学者（医学・法学・哲学）、1人神学者、2人文学者、2人書記、出納係）</p> <p>皇帝がおられる場所で皇帝の直轄機関</p> <p>神、君主、統治形態</p> <p>官営印刷所は自前作品のみ検閲できるが、検閲会議のみがその他の作品を検閲することができる</p> <p>*雑誌の編纂・発行禁止 *演劇検閲の実施 *検閲料を徴収し、慈善目的に使用</p> | <p>書籍の自由と無制限な印刷によって生じる様々な不都合をなくするため</p> <p>聖職者1人と世俗者2人</p> <p>サンクト・ペテルブルグ、モスクワに元老院直轄の検閲機関を設立、リガとオデッサには県知事監督下に設立</p> <p>神の法、国家規則、公序良俗</p> <p>官営印刷所の取り扱いについてはとくに記載なし</p> <p>*民営印刷所の廃止 *聖職者による宗教書籍の印刷の監視 *郵便局長による定期購読雑誌などの監視 *地方知事による監視活動と違反者に対する厳重処罰</p> |

この3つの文書を比較してみると、匿名で、しかも書かれた年月が特定されていない「検閲について」の検閲機関の設立目的が、一番具体的であり、青少年教育と読書の関連性が重要視されている。青少年の価値感と世界観は読書を通じて確立されるとして、書籍の影響の大きさが強調されている。それ故、検閲の重要性を訴えている点が特徴となっている。

また、「検閲について」が、3つの中で一番保守・反動的であると考えられる。それは「神、君主、統治形態」という審査原則に見ることができる。それまでの審査原則は1763年にエカテリーナⅡ世が提起し、その後においてもほぼ遵守されてきた「神、ツァーリ、公序良俗」であった。元老院案では「神の法、専制権力、公序良俗」であり、実際に1796年に発布された勅令でも「神の法、国家規則、公序良俗」となっており、元老院案ではツァーリの変わりに専制権力が、実際の勅令ではツァーリの変わりに国家規則となっているが、それはフランス革命の影響を考慮したもので、本質的な大きな変化ではないと考える。しかしながら、「検閲について」では「神、君主、統治形態」となっており、「公序良俗」は見当たらず、審査原則は神と専制君主に関わるものだけになっている。これは、「検閲について」の作成者が専制君主制度が国王の死刑で崩壊するにいたったフランス革命の影響に驚き、その影響力に恐れを抱いたことを示している。公序良俗は、「神と君主と統治形態」が守られることによって確保されると考えたと思われる。

さらに、元老院の検閲案では見られなかった、新しい点がいくつか「検閲について」には見られる。例えば、演劇検閲の実施や雑誌の編纂と発行の禁止を求めていること、印刷業を利益産業の一部として考えた上で、慈善目的のために検閲料を作家・印刷業者に要求している点である。

1796年に実際にエカテリーナⅡ世が発布した勅令には、「書籍の自由、無制限な印刷による様々な不都合をなくす」という目的のもとに、外国書籍の影響力の阻止を重要視したことが色濃く反映されていると考える。つまり、国境地域のオデッサやリガなど税関のある場所に検閲機関を設け、外国書籍がロシア国内に輸入されないようにしたこと、郵便を通じて流入する外国の影響を防ぐために、信書開封制度により検閲をおこなう権限を郵便局長に公式に与えていることがその姿勢を証明している。また、勅令は、基本的には元老院案に基づいて策定されていることが考察される。だが、実際の1796年の勅令の特記事項として列挙した民営印刷所の廃止、聖職者による宗教書籍の印刷の監視、郵便局長による定期購読雑誌などの監視、地方知事による監視活動と違反者に対する嚴重処罰は、1794年から1796年に国内で起きた出版に関わる事件が契機となって新たに加わったと考えられる。

外国の影響力の阻止に本格的に乗り出した時期が、エカテリーナⅡ世や彼女に近い上流貴族らが貴族社会にロシア人として国民意識の覚醒を呼びかけた時期に一致することは興味深い。エカテリーナⅡ世がフランスの影響を排除しようとしたにもかかわらず、かなり以前からロシア貴族がフランス文化の影響を大きく受け、ロシア文化を軽視し、外国文化を皮相的に模倣し、崇拜する現象が、至るところで見受けられた。ロシア貴族社会のフランスへの撞着は、すでに1769年にフォンヴィーゼンが『旅団長』の中で、「私はロシアで死ぬつもりはありません。・・・フランス人と一緒の方が心が休まります」、「僕の体はロシア生まれですが、でも僕の心はフランスに根をもっています」⁷⁸と主人公の息子、イヴァーヌシカに言わせ、フランス文化全般の皮相的な模倣とそれによって起こる貴族の道徳の退廃ぶりを風刺手法により暴き出している。

外国文化偏重の傾向がフランス革命を経て、ますますロシア社会では高まっていた。科学アカデミー院長とロシア・アカデミー総裁を務めたダーシコヴァは、1792年12月に出された雑誌『新しい毎月の作品(Новые ежемесячные сочинения)』⁷⁹ (1786-96)において、「ロシア人はロシア人

であるように、悪い手本の模倣者ではないように、いつでも愛国者であるように、私達の祖先の気質を守りましょう。それはキリスト教に対する揺ぎ無き信仰と君主に対する忠誠心です。そして、ロシアを、外国人よりロシア人を愛しましょう」⁸⁰とロシアの貴族社会に訴えている。このように、貴族文化人は、当時のロシアの貴族社会が外国の影響を強く受け、ロシア人であることの誇りを忘れている状況に危惧を示し、ロシア人としての国民意識を持つことを訴えた。

エカテリーナⅡ世は外国の影響力の大きさを憂慮し、外国の影響力を阻止する手段として、検閲機関を整備した。その一方で、ロシア・アカデミーによるアカデミー辞典や歴史書の編纂など、ロシアの過去や文化に関心を寄せる貴族文化人の社会的役割意識に訴え、啓蒙事業に参加させるという手段をとっている。そして、エカテリーナⅡ世のとった政策は、西欧文化の摂取と同時にロシア文化の見直しと西欧批判をおこなうものであった。彼女の啓蒙政策は、改めてロシアの国民的特質を再認識しようとしていた貴族文化人とある意味呼応していた。

5.4. 公式の検閲機関の具体的活動

5.4.1. パーヴェルⅠ世（在位 1796-1801）の出版統制関連政策

パーヴェルⅠ世は、即位後直ちに「帝位継承法」を發布し、男系の男子による継承順位の原則を定めている。これは、パーヴェルⅠ世が母親であるエカテリーナⅡ世の意思で帝位から遠ざけられていたため、母親に対して反発したものであり、両者の間に様々な点で確執があったことを示している。

しかし、フランス革命などの外国の影響を排除し、専制権力を維持しようという点では、パーヴェルⅠ世は母親がはじめた出版統制政策を継承し、さらに強化する措置を取っている。その証左となるのが、パーヴェルⅠ世の短い治世の間に数多く発布された検閲機関設立に関する法令、とくに外国書籍の輸入に参与している全ての税関に検閲機関を設立するとした法令である。これは、ロシアがいかにかフランス革命などの外国の強い影響下にあったことを示している。

パーヴェルⅠ世が抱いた外国の影響がロシア社会に広がることへの警戒心は、出版統制分野だけでなく、貴族社会の一般規則にまで反映されている。1796年に出された命令には、「文官、官吏、退役者は、認められた型の制服以外にチョッキ、ジャケット、ズボン、幅広のタイ、及び他の衣服を着用しないように」⁸¹と記され、フランス的な服装に対して厳しい規制を設けている。

さらに、同じく1796年にパーヴェルⅠ世が「裁判が行われる場所においては大げさな表現や、意味がはっきりしない表現は避け、物事を正確に伝えるために、明瞭かつ簡潔な表現で説明するように」との指示を出したことを伝える文章が残されている⁸²。

続けて、1797年にパーヴェルⅠ世は別の言葉に言い換え、使用を禁止する言葉に関する命令書⁸³を發布している。

| 使用を中止する言葉 | 代わりに使用する言葉 |
|------------|------------|
| Обозрение | Осмотрение |
| Врач | Лекарь |
| Выполнение | Исполнение |
| Пособие | Помощь |

| | |
|---------------------|--|
| Преследование | Посланной в погоню |
| Сержант | Унтер-офицер, хотя и прежде оставлен |
| Общество (社会、結社) | Этого слова совсем не писать (この言葉は書くべからず) |
| Граждане (市民) | Жители или обыватели (住民) |
| Отечество (祖国) | Государство (国家) |
| Приверженность (忠誠) | Привязанность или усердие (愛着) |
| Стража | Караул |
| Степень | Класс |
| Отряд | Деташамент или команда |

この命令書により、パーヴェル I 世は、フランス革命を思い起こさせるような共和国的意味を持つ「общество (社会、結社)」、「гражданин (市民)」、「отечество (祖国)」といった言葉を業務上の文書で使用することを禁止した。とくに、「общество (社会、結社)」については、記述することを全面禁止した。この命令書は、パーヴェル I 世が社会と市民の影響力の増大を恐れていたことを示していると考えられる。

このパーヴェル I 世の命令書に関連して、命令書がその後どのように実施されたかを示す興味深い文書が残されている。G.K.レピンスキーが作成した報告書で、最初に県検事 A.ズジンが「皇帝宛報告書において使用禁止とする言葉」に関する命令を口頭で元老院議員などから具体的に指示された内容が記述されている。その後、この指示に基づいて、1800 年 4 月 18 日付けで「注釈用言葉リスト」が作成され、19 日にこのリストが協議され、今後実施されることになったとする内容が記述されている⁸⁴。

注釈用言葉リスト

| 使用禁止の言葉 | 代わりに記述する言葉 |
|--------------------|-------------------------------|
| Обозреть | Осмотреть |
| Выполнить | Исполнить |
| Степень | Класс |
| Пособие | Вспоможение |
| Стража | Караул |
| Отряд | Деташамент или команда |
| Общество (社会、結社) | Собрание |
| Гражданин (市民) | Купец или мещанин (商人、もしくは町人) |
| Именитый гражданин | Именитый купец или мещанин |

1797 年に出されたパーヴェル I 世の命令書と 1800 年の言葉リストとを比較してみると、1797 年に記述を全面禁止された言葉「общество」の代わりとして、「собрание」の使用が認められている。さらに、「гражданин」の代わりとして使用される言葉が、1796 年では「жители или обыватели」であったのが、1800 年には「купец или мещанин」に変更されている。いずれにしても、再度「общество」と「гражданин」の使用の禁止が確認されている。

前述のように外国の影響に対する警戒心は、パーヴェル I 世の外国書籍に対する管理の強化の姿

勢にも反映されている。1797年には外国書籍カタログの輸入が禁止され、ペテルブルグとモスクワで印刷された書籍カタログは事前検閲を受けなければならなくなっている⁸⁵。

パーヴェル I 世時代に「革命論文集(Революционный альманах)を予約したりガの書籍商ハルトクノフに関する事件」が起き、この事件に関する文書がロシア国立古文書館に所蔵されている。これらの文書は、外国の影響からロシアを保護するために当局がどのような具体的措置を講じたかを示すものである。

「革命論文集を予約したりガの書籍商ハルトクノフに関する事件文書」⁸⁶

「1797年10月22日、検閲会議でリガ検閲機関のリスト№130にあたる『革命論文集』に関する報告がなされている。この書籍はリガの商人と書籍商ハルトクノフが独自に予約したもので、検閲機関にこの書籍の販売の是非の審査を依頼してきた。検閲機関を無視してこの種の書籍を予約することは許されるものではないと書籍商に対してリガの検閲機関は回答すべきであることを、検閲会議が確認した」⁸⁷との文章があり、その後「リガの書籍商ハルトクノフの証言文書の翻訳」が続いている。

「リガの書籍商ハルトクノフの証言文書の翻訳」⁸⁸

「ステッチン⁸⁹の書籍商デトリフが、数週間前1798年の革命暦を準備できるが、リガにどのくらいの数量の暦を送付したらよいか、私に問い合わせてきた」との証言から始まり、「一部を郵便で直ちに検閲機関の審査に付すために至急送付してほしいと返事をしたこと、リガの検閲機関が郵便で持ち込まれた暦を審査し、テキストには何も法律に反したものはないが、テキスト付属の表に有害なものがあるので、それは掲載しないように指示されたこと」などが、書き記されている。その後、「書籍商はどんな内容の書籍なら販売していいのか、禁止書籍を取り扱わないためにも教えてほしい」と訴え、「税関と検閲機関に保管されている自分宛での輸入書籍については、その内容について私は責任をとれないので、収納箱に封印したままになっている書籍をドイツに送り返すことを許可してもらいたい」と証言は終わっている。この証言は1797年11月11日におこなわれ、証言をおこなうために書籍商ハルトクノフはリガからサンクト・ペテルブルグに連行されている。

次の文書は、この事件に関する「元老院検事総長クラークン公爵に宛てたりガの検閲機関の宗教検閲官、世俗検閲官、学者検閲官3人による報告書」である。

「元老院検事総長クラークン公爵に宛てたりガの検閲機関の宗教検閲官、世俗検閲官、学者検閲官3人による報告書」⁹⁰

「検閲機関に書籍商ハルトクノフが海外送付の指示を出した書籍と検閲機関に取置き、封印された書籍については審査の必要はないこと、海外にこれらの書籍を送付せよとの11月14日付けの皇帝陛下からの命令書を受領してから、我々検閲機関はしかるべく命令を執行致します。

宗教検閲官 長司祭スピリドン・チホミーロフ

世俗検閲官 フョードル・トゥマンスキー

学者検閲官6等官 ピョートル・イノホドツェフ 1797年11月28日

この文書から1796年10月22日付けの元老院令№17523に従って、3人の検閲官から構成される検閲機関がリガですでに機能していたことを窺い知ることができる。

さらに、この文書には、「秘密官房がリガから連行した書籍商ハルトクノフを釈放するにあたり、ハルトクノフ本人がリガの検閲機関に行き、本人宛てに送付された書籍を調べ、検閲機関により不許可となった書籍については検閲機関で封印し、送り返すまで保管しておくこと。さらに、リガに出発する前に、指示を出すまで勝手に書籍を送付しないようにとの内容の書簡を全ての取引相手に

書くようにハルトクノフに命令する。ハルトクノフ本人には、彼がその命令を遵守するとの誓約書を秘密官房に提出させること」⁹¹と書かれた決裁文書が存在している。

こういったアルヒーフの文書は、厳しい検閲の実態を示している。どのような根拠で書籍が没収され、破棄されていたかについては、パーヴェル I 世時代の検閲官が残した記述から明らかになっている⁹²。

1) フランス革命を正当化し、賞賛する共和的性格の作品、2) 多数の欠陥を持つ世襲貴族を風刺する作品、3) 専制君主を批判し、自由思想や独立を宣伝するような作品、4) 宗教と教会を否定し、聖職者を殺害したフランス革命の凶暴性を擁護し、是認する作品、5) ロシア政府を批判する作品とイヴァン IV 世(1530-84 在位 1533-84)、ピョートル I 世、ピョートル III 世、及びエカテリーナ II 世を批判する作品、6) 宗教を歪曲して解釈した作品、7) 宗教を攻撃する作品となっている。

この 7 つの項目を検討してみると、フランス革命と自由思想関連項目を除くと、1763 年にエカテリーナ II 世が最初に出した秘密命令に記された原則「法と公序良俗に背き、ツァーリとロシア国家に反するもの」に集約される。しかし、パーヴェル I 世が、明らかにフランス革命の影響を恐れていることは、第 1 項目から第 4 項目に明確に示されている。

当初、検閲官らは認可書籍リストも交換していたが、後には禁止書籍リストのみを交換するようになっていた。リガの検閲官 F. トゥマンスキーが他の検閲官に送ったとされ、書籍全体を読む必要のない書籍リストが残されている。そこに列挙されている書籍は、ロシア正教会の教えに反しない宗教書、数学書、物理学書、地理学書、医学書、ダンテ(1265-1321)などのギリシャ語とラテン語の古典作品、J. ラシーヌ(1639-99)、P. コルネーユ(1601-84)、F. フェヌロン(1651-1715)など不審な点がない有名なフランス人作家の作品、F. ベーコン(1561-1626)、W. シェイクスピア(1564-1616)、A. ニュートン(1642-1727)、J. スウィフト(1667-1745)、J. アディソン(1672-1719)、J. ミルトン(1608-74)、J. ロック(1632-1704)、J. トムソン(1700-48)など嫌疑がかからないイギリス人作家と思想家の作品、ただし英語で書かれた新作は必ず読むこととなっており、ドイツ語の作品についても同様の原則が挙げられている⁹³。

しかし、検閲官が必ず読むべき作品数は常に増え続けており、元老院検事総長クラーキンは、1798 年 1 月に「今後検閲機関が審査していない書籍カタログは発行させないこと、認可済書籍カタログのみを印刷し、書店に置くこと」⁹⁴とする命令書を出している。また、検閲官の間で検閲業務を簡略化するために、禁止書籍リストを交換していたことが知られている。1798 年 2 月にリガの検閲官 F. トゥマンスキーは、モスクワの検閲官に認可書籍リストと禁制書籍リストを送付してくれるように要請している。検閲官は、各自で会議の議事録、審査した書籍リスト、元老院令、検事総長令、他の検閲官からの禁止書籍に関する報告、会計報告書などを記した日誌をつけていた。このような日誌や禁止図書リストなどは、検閲の実態を知る上で重要な資料となる⁹⁵。

1798 年にペテルブルグ税関の検閲官の報告にみられるように、当時嫌疑のかかった書籍はほとんどが外国書籍であり、ロシア語書籍が少ないことを考えると、パーヴェル I 世の検閲方針が外国の影響力の阻止であることが明確に読み取れる。実際に政治関連書籍、哲学作品、及び定期刊行物が第一に発禁対象となっている。帝室検閲会議が活動していた 1797 年からの 4 年間で、地方検閲官の決裁に基づき、帝室会議に審査のために提出された外国書籍はドイツ語書籍とフランス語書籍 1000 点以上に及んでいる⁹⁶。

1799 年 1 月 4 日付けのローゼンベルグ将軍宛ての詔書において、パーヴェル I 世は有害書籍と敵対的挑発宣伝から軍隊を守るために軍事検閲を組織することを提案するに至る。詔書では、「悪を

警告し、智恵の退廃のきっかけを与える書籍を厳しく監視し、将校の中でおこっていることを探るために、行動や言葉により権力に反対し、道徳に害をもたらす者を発見するために斥候を送る」⁹⁷と記している。これは、軍事検閲の目的が権力に背く者、道徳に害をもたらす者を見つけることにあることを示している。

この軍事検閲機関設立の提案は、すでにロシア語に訳されたフランス人作家の書籍が軍隊内部に流入しているとの情報が、パーヴェル I 世にもたらされたことに関係している。実際に軍内部に禁制のフランス語作品が流入していた事実は、上記で述べたエカテリーナ II 世治下の 1795 年に起きた監査官エルフィーモフの事件からも明白であった。だが、実際にパーヴェル I 世により軍事検閲機関が設立されることはなかった。

この時期の貴族文化人の代表的人物カラムジンは、1798 年に『外国文学作品集 (Пантеон иностранной словесности)』⁹⁸を発行しようと計画していた。この時期の検閲機関について、友人の LL.ドミートリエフ (1760-1837) 宛の 1798 年 7 月 27 日付け書簡において、「雑誌のためにデモステネス⁹⁹の作品を訳しましたが、検閲官からデモステネスは共和主義者であり、キケロ¹⁰⁰も同様でこういった著者の作品は翻訳してはならないと言われ、計画が崩れました」とカラムジンは述べている。さらに、「経済的な事情で印刷所と関係を持たないでよいのであれば、私はミューズの像に手を置き、泣き、そして私はもう作品を書いたり、翻訳したりすることを止めるでしょう。おかしなことです！わが国にはアカデミーも大学もあるのに、文学は不要なものなのです」¹⁰¹と書き記し、検閲機関の横暴さを暴露、批判し、経済的事情から作品を書かざるをえない状況を説明し、外国作品の翻訳作品に対する検閲機関の厳しさに対する不満をカラムジンは表している。そして、ロシアにおいて文学がしかるべき立場になく、評価されていないことを指摘している。

続けて、同年 8 月 18 日付けのドミートリエフ宛の書簡では、「黒い熊のように検閲機関が道に立ちだかっけていて、些細な事に言い掛かりをつけています。私自身は何か認可され、何か認可されないかは知ることができるとしています。罪なき者に罪を見つけようとするのは残念です」¹⁰²と、カラムジンは再び検閲機関の横暴さと厳しさを強調し、検閲機関を批判している。

1800 年 4 月 17 日付けの勅令により、検閲機関の中央集権化が強化され、全ての検閲機関はサンクト・ペテルブルグの検閲機関に従属することになり、検閲機関はパーヴェル I 世の時代に一元化されることになった。

同じく 4 月 18 日付けの勅令により、パーヴェル I 世は、ロシアへの国外からのあらゆる書籍と楽譜の輸入を一切禁止している。

1800 年には、パーヴェル I 世は「全ての軍務知事と民政知事に命令する。小市民と職場の集会、いわゆるクラブと呼ばれるものは全ての場所において廃止し、今後はどこにもこの種の組織が設立されることはない」¹⁰³とする勅令を発令している。パーヴェル I 世は様々な進歩的な考えが生まれ、議論がおこなわれる環境までも、外国の影響力に対する警戒心と恐怖から排除した。

このように、パーヴェル I 世は 1796 年から 1801 年までの短い治世の間に出版統制、とくに検閲強化につながる法令を次々と発令し、エカテリーナ II 世が始めた出版統制制度をより一層厳しくし、組織化した。

その後も、パーヴェル I 世は個人的に出版物の検閲に関与し続けている。1800 年 12 月 10 日付けで出された元老院令では、科学アカデミー以外で印刷される暦の印刷・販売が禁止されている。この元老院令に関連して、パーヴェル I 世が暦を審査し、科学アカデミーに対して暦にはどんな情報をどんな形で掲載するのかを問い正している事実を示した文書が残されている¹⁰⁴。それは、パ

ーヴェル I 世が他国からの影響を極度に憂慮していたことを示している。その一方で、パーヴェル I 世は出版統制法令を発令することで、貴族文化人に対する管理を一層強化し、表現する自由と議論する自由を厳しく制限した。

しかし、準拠すべき検閲規約は作成されておらず、検閲規約が現れるのは 1804 年のアレクサンドル I 世の時代となる。

5.4.2. アレクサンドル I 世（在位 1801-25）と検閲規約

アレクサンドル I 世は、3 月 12 日の即位直後の 1801 年 3 月 31 日に、勅令 No.19807 を発布し、「わが国の忠誠なる臣民のために科学と芸術を庇護し、有益な科学と芸術を広める方法を提供することを願い、1800 年 4 月 18 日付けで発布された書籍と音楽作品の国外からの輸入を禁じた勅令の撤回」を命令する。また、1800 年 6 月 5 日付けの勅令により、「民営印刷所の封印を解除し、国内の出版物と同様に 1796 年に禁止された外国書籍、雑誌、及びその他の作品の輸入を許可する」¹⁰⁵ とし、外国書籍の輸入を認めた。

1804 年、当時ロシア帝国国民教育相だった P.V.ザヴァドフスキー(1738-1812)伯爵は、アレクサンドル I 世に宛てた検閲機関整備に関する報告書において、「帝国全土における書籍と作品の審査は、画一性のある指導をおこなうため、決して考える自由、書く自由を奪うものではなく、その悪用を防ぐため」¹⁰⁶と目的を明確にした上で、ロシアで最初の検閲規約¹⁰⁷ (Устав о цензуре) を提案した。

こうして、1804 年 7 月 9 日に検閲規約はアレクサンドル I 世による署名の下に制定され、その後検閲規約に従い検閲機関が設立される。出版に対する管理は各学区の大学に任されたが、この時期サンクト・ペテルブルグには大学がなかったため、国民教育省は大学が開設されるまでサンクト・ペテルブルグには検閲委員会を設立している。

検閲規約は、第 1 章が 11 条からなる一般条項、第 2 章が第 12 条から 36 条まで全部で 25 条からなる検閲委員会について、第 3 章が第 37 条から第 47 条までで、作家、翻訳家、書籍の発行者、及び印刷所の所有者に関する項目が個別に書かれている。

1804 年の検閲規約の特徴は、

- 1) 検閲機関の審査の目的が、「智恵の真の啓発と道徳を促進する書籍と作品を社会に提供すること、及びこの意向に反する書籍や作品は廃棄すること」と明確化されていること、
- 2) 世俗検閲、宗教検閲と明確に区別されていること、
- 3) 初めて正式に演劇検閲について言及されており、郵便局に正式に検閲機関が設置されたこと、
- 4) 検閲委員会の第 13 条項「検閲官が印刷の認可が疑わしいと感じる書籍と作品、及び印刷禁止となった書籍と作品は検閲委員会の全体会議に提出される。印刷認可は全体会議で多数決によって決められる。全体会議が認可書籍と発禁書籍に対して責任を持つ」に見られるように、検閲委員会の全体会議が印刷の最終認可権を持っており、しかも認可に関する最終決定は検閲官の多数決で決められている。
- 5) 検閲委員会の第 15 条項「検閲委員会と各検閲官は、とくに書籍と作品を審査する際には神の法、統治、道徳、市民の尊厳(закон Божий, правление, нравственность и личная честь какого-либо гражданина) に反するものがないかどうか審査すること」に見られるように、初めて「市民の尊厳」が審査原則に加わったこと、

- 6) 検閲委員会の第 16 条項「手書き原稿を審査した検閲官が、もし第 15 条項に反する箇所を見つけた場合には、決して自分で校閲してはならない」に見られるように、検閲官が恣意に校閲をおこなうことを以前のように認めていないこと、
- 7) 検閲委員会の第 18 条項「市民個人の尊厳、公序良俗を辱めるような思想や表現により書かれた手書き原稿が検閲官に送付された場合には、検閲委員会は該当する作品の印刷を拒否できると同時に、原稿を送付してきた者にはその拒否理由を明らかにすること」に見られるように、作家本人へ認可されなかった理由を伝えるようになっていること、
- 8) 検閲委員会の第 21 条項「検閲官は、書籍や作品の印刷審査をする場合には賢明なる寛容さを持ち、何らかの疑わしい理由で禁止された作品や該当箇所に関して、偏った解釈を避けるようにしなければならない。疑わしき箇所が二重の意味を持っている時には、咎めるよりは作品に有利になるように解釈すること」に見られるように、検閲官に対して審査の際に寛大な態度をとるように指示していること、
- 9) 検閲委員会の委員会の第 23 条項「検閲官は審査に送られてくる手書き原稿、とくにすぐに印刷・発行しないと情報としての価値が失われるような雑誌やその他の定期刊行物に関しては、審査を遅らせてはならない」とあるように、雑誌などの定期刊行物については情報の即時性を認めて、早く検閲を終えるように指示していること、
- 10) 作家、翻訳者、発行者、印刷所所有者と分けて、それぞれの責任を明確にしていること、
- 11) 第 3 章の「作家、翻訳家、書籍の発行者、及び印刷所の所有者について」の第 40 条項「作家、もしくは発行者が当該作品が印刷されないことに不満の場合、作品が拘束され、何らかの追及を受けた場合、該当する検閲機関の判断が公正であるかどうかを教育機関管理総局 (главное правление училищ)¹⁰⁸に提訴することができる」に見られるように、認可を認められなかった者に対して不服を申し立てる機会が与えられていることなどである。

これらの特徴の一部は、これまでのエカテリーナ II 世時代に発布された出版統制関連法にその根源を見つけることができる。だが、エカテリーナ II 世の治世末期とパーヴェル I 世治下に顕著に見られた反動・保守的要素が緩和されている点など新たな特徴も見られる。

いずれにしても、この 1804 年の検閲規約はロシアの歴史上初めての検閲規約であり、その後の検閲原則の基礎となり、ロシア社会に大きな影響を与えることになる。

以上、出版統制関連法の整備の観点から、ロシアにおける 18 世紀後半の出版統制制度が強化される過程とエカテリーナ II 世と貴族文化人との関係の変遷過程を考察してきた。次の終章で結論をまとめる。

¹ Полное собрание законов Российской империи с 1649 года. СПб., 1830. Т. XXIII. №17101. С.402-405.
主たる一次文献資料に収録されておらず、先行研究によって存在が明らかにされている法令については斜体で記してある。

² ПСЗ. Т. XXIII. №17111. С.414-417.

³ Сборник постановлений и распоряжений по цензуре с 1720 по 1862 г. СПб., 1862. С.33-34.

⁴ ポーランドと国境を接しているヴォルイニ県の都市。

⁵ Сборник постановлений. С.34-36.

⁶ Там же. С.36-40.

⁷ Болебрух А.Г. Передовая общественно-политическая мысль второй половины XVIII в. и царизм. Днепропетровск. 1979. С.37.

-
- 8 Сборник постановлений. С.41-42.
 - 9 Там же. С.42.
 - 10 Там же. С.42-43.
 - 11 Там же. С.43.
 - 12 Там же. С.43-44.
 - 13 Там же. С.44.
 - 14 Русская журналистика. С.74.
 - 15 Сборник постановлений. С.45.
 - 16 Там же. С.45-46.
 - 17 Там же. С.46.
 - 18 現在のエストニア共和国にあるタルトゥー市の旧名。
 - 19 Сборник постановлений. С.46-47.
 - 20 Болебрух. Указ. соч. С.36.
 - 21 Там же. С.36-37.
 - 22 Сборник постановлений. С.47-49.
 - 23 Там же. С.49-51.
 - 24 Там же. С.52-53.
 - 25 Там же. С.53-54.
 - 26 Там же. С.55-56.
 - 27 現在のリトアニア共和国ヴィリニユス市。
 - 28 Сборник постановлений. С.55-57.
 - 29 Там же. С.58.
 - 30 Там же. С.59.
 - 31 Русская журналистика. С.81.
 - 32 Сборник постановлений. С.59-61.
 - 33 Русская журналистика. С.82.
 - 34 Сборник постановлений. С.61.
 - 35 Там же. С.62-65.
 - 36 Дашкова Е.Р. О смысле слова «воспитание», сочинения, письма, документы. М., 2001. С.297.
 - 37 Семенников В.П. К истории цензуры в Екатерининскую эпоху. // Русский библиофил. 1913. №1. С.52-71.
 - 38 Штранге М.М. Русское общество и французская революция 1789-1794 гг. М., 1956. С.67-68.
 - 39 Лимонов Ю.А. Русские газеты и Великая французская революция. // Вестник Московского университета. М., 1981. С.303.
 - 40 Штранге. Указ. соч. С.60.
 - 41 Карамзин Н.М. О книжной торговле и любви ко чтению в России. // Избранные статьи и письма. М., 1982. С.98.
 - 42 Штранге. Указ. соч. С.61.
 - 43 Семенников. Указ. соч. С.62.
 - 44 Измолик В.С. Черный кабинет. К истории перлюстрации в России. // Родина. 2000. №10. С.48-57.
 - 45 Энциклопедический словарь Брокгауз Ф.А., Ефрон И.А. СПб., 1898. Т.22. С.328-329.
 - 46 РГАДА. Ф.7. Д.2797. О запрещенных книгах, картах, картинах. Л.7-7об.
 - 47 Присяжнюк Ю.П. Цензурное законодательство в дореволюционной России (к вопросу об истоках авторского права) // Вестник Нижегородского государственного университета. Вып.1. 2002. С.142-153.
 - 48 Семенников. Указ. соч. С.61-62.
 - 49 Княжнин Я.Б. Избранные произведения. Л., 1961.
 - 50 『ニコン年代記』は1520年代末にダニール府主教が編纂したものとされ、9世紀から16世紀までをとり扱っている。17世紀の総主教ニコン所蔵の代表的写本からこの名が生まれている。
 - 51 Дашкова Е.Р. Записки. М., 1987. С.176.
 - 52 РГАДА. Ф.7. Д.2797. Л.18об.
 - 53 Семенников. Указ. соч. С.63-64.
 - 54 РГАДА. Ф.7. Д.2797. Л.22.
 - 55 Семенников. Указ. соч. С.64.
 - 56 Дашкова. Указ. соч. С.177-178.
 - 57 РГАДА. Ф.7. Д.2797. Л.20.
 - 58 Княжнин. Указ. соч. С.731.
 - 59 РГАДА. Ф.7. Д.2797. Л.27-27об.
 - 60 Княжнин. Указ. соч. С.732.
 - 61 Там же. С.251-304.

- 62 РГАДА. Ф.7. Д.2797. Л.11-12.
- 63 フランス語の estampe (版画) から来ていると思われる。多木浩二『絵で見るフランス革命』岩波新書、2006年参照。
- 64 РГАДА. Ф.7. Д.2797. Л.4-5.
- 65 Там же. Л.34.
- 66 Там же. Л.37-38.
- 67 РГАДА. Ф.16. «Внутреннее сношение» Д.582. Ч.4. Доношения Московского генерал-губернатора князя А.А.Прозоровского императрице Екатерине II. Л.123.
- 68 Там же. Л.128-129.
- 69 РГАДА.Ф.7. «Преображенский приказ, Тайная канцелярия и Тайная экспедиция» Д.2865. Дело о рукописи Вольтера «Разговор монаха и честного человека», найденной у аудитора лейб-гренадерского полка Михаила Елфимова. 1795 г. Л.1-3. Л.11-12.
- 70 Там же. Л.1-3.
- 71 Там же. Л.3.
- 72 Там же. Л.12.
- 73 Западов. В.А. Краткий очерк истории русской цензуры 60-90-х годов XVIII века. С.122.
- 74 Там же. С.125-126.
- 75 РГАДА. Ф.17. «Наука, литература, искусство». Д.90. Представление об учреждении строгой цензуры в России. Времен императрицы Екатерины II. Л.2-7.
- 76 Западов. Указ. соч. С.126-128..
- 77 Цензура иностранных книг в Российской Империи и Советском Союзе. Каталог выставки. М., 1993. С.26.
- 78 Фонвизин Д.И. Бригадир. Л., 1967. С.31-32.
- 79 雑誌『新しい毎月の作品』は科学雑誌で科学アカデミー院長のダーシコヴァ公爵夫人の提唱により発刊され、科学アカデミー印刷所で印刷された雑誌である。
- 80 Дашкова Е.Р. Да будет русские русским. // О смысле слова «воспитание». СПб., 2001. С.48.
- 81 Указы и распоряжения, состоявшиеся в царствование Павла I. // Русская Старина. 1871. №3. С.639.
- 82 Распоряжение императора Павла об улучшении русского языка. // Русская старина. 1871. №4. С.531.
- 83 Высочайшее повеление 1797 года об изъятии из употребления некоторых слов и замене их другими. // Русская старина. 1871. №4. С.531-532.
- 84 Реестр словам для замечания. Сообщ.Г.К. Репинский. // Русская старина. 1872. №6. С.98.
- 85 Сомов В.А. О книгах, изъятых на Петербургской таможне в 1800 году, и их владельцах. // Цензура в России : История и современность. Сборник научных трудов. Выпуск 3. СПб., 2006. С.98.
- 86 РГАДА. Ф.7. Д.3067. Дело о книгопродавце Гарткнохе, привезенном из Риги за выписку революционного альманаха. Л.4. Л.7-9. Л.18-19.
- 87 Там же. Л.4.
- 88 Там же. Л.7-9.
- 89 プロシャの都市名、現在のポーランド領にある。
- 90 РГАДА. Ф.7. Д.3067. Л.18.
- 91 Там же. Л.19.
- 92 Западов. Указ. соч. С.153.
- 93 Болебрух. Указ. соч. С.38.
- 94 Там же. С.39.
- 95 Западов. Указ. соч. С.132., Болебрух. Указ. соч. С.40-43.
- 96 Сомов. Указ. соч. С.91.
- 97 Жирков Г.В. История цензуры в России XIX-XX вв. М., 2001. С.31-32.
- 98 外国文学作品集はカラムジンが発行者、編集者、翻訳者となり、モスクワ大学印刷所で3冊本として1798年に印刷・発行されている。カラムジンはこの書籍をモスクワの検閲機関に個別に提出したが、検閲機関との行き違いがあり、検閲機関による認可の受領に時間がかかった経緯がある。
- 99 デモステネス(В.С.384-322)は古代ギリシャの政治家であり、雄弁家。
- 100 キケロ(В.С.106-43)は共和制ローマ期の政治家、作家、哲学者。
- 101 Карамзин Н.М. Письма Н.М.Карамзина к И.И.Дмитриеву. СПб., 1866. С.97.
- 102 Там же. С.99.
- 103 Указы и распоряжения. С.640.
- 104 Тюличев Д.В. Цензура изданий Академии наук в XVIII в. Л., 1970. С.113.
- 105 Сборник постановлений. С.83.
- 106 Там же. С.83.
- 107 Там же. С.85-96.

¹⁰⁸ 教育機関管理総局は1803年の学術機関体制に関する新規定により、設立された大学、県のギムナジウム、郡の学校などの教育システムを管轄する機関である。6つの学区が学区監督官のもとに設立され、学区監督官のもとに大学の教授会がおかれていた。1802年にデルフト大学、1803年にヴィリノ大学、1804年にハリコフ大学とカザン大学が開設されている。1804年にペテルブルグ教育大学が開設され、同教育大学は1819年にペテルブルグ大学に改組される。1804年に大学令が發布され、大学に自治権が与えられる。1804年に検閲規約が發布され、各大学の下に教授などから構成され、国民教育相に従属する検閲委員会が設立されている。